



東京証券取引所を視察する中川大臣
(12月8日)



臨時財務局長会議で挨拶する谷本副大臣
(12月15日)

目次

【フォトギャラリー】	2
【特集】	
○ 金融審議会金融分科会第一部会報告等の公表について	3
○ 金融審議会金融分科会第一部会・第二部会合同会合報告の公表について	5
【トピックス】	
○ 市場関係者との意見交換会について	6
○ 主要行等の平成20年度中間決算について	7
○ 地域銀行の平成20年9月期決算の概要	8
○ 我が国の預金取扱金融機関のサブプライム関連商品及び証券化商品等の保有額等について	10
○ 商工会議所に対するアンケート調査結果の概要	12
○ 自社株取得に係るインサイダー取引規制に関するQ&Aについて	13
○ 公益法人が行う保険(共済)事業について～保険業法との関係～	14
○ 金融検査評定結果の分布状況について	15
【法令解説等】	
○ 改正金融機能強化法及び関係政令・内閣府令・監督指針の改正について	17
○ 保険業法の一部を改正する法律について	20
○ 平成20年金融商品取引法等の一部改正に係る政令・内閣府令等について	21
○ 大量保有報告制度における課徴金制度の開始について	26
○ 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針の一部改正について	27
【金融ここが聞きたい!】	29
【お知らせ】	31
【12月の主な報道発表】	39

【フォトギャラリー】

※ 大臣、副大臣、大臣政務官が出席された会議等の写真を掲載し、皆さんに情報をお届けするものです。



東京証券取引所にて（12月8日）



臨時財務局長会議で挨拶する宇野大臣政務官（12月15日）



年末金融の円滑化に向けた意見交換会で挨拶する中川大臣（12月17日）

【特集】

金融審議会金融分科会第一部会報告等の公表について

平成20年12月17日、金融審議会金融分科会第一部会（部会長 池尾和人 慶應義塾大学経済学部教授）において、「金融審議会金融分科会第一部会報告～信頼と活力ある市場の構築に向けて～」がとりまとめられました。

金融審議会金融分科会第一部会では、米国のサブプライムローン問題に端を発する金融・資本市場の混乱がもたらす教訓を踏まえつつ、我が国金融・資本市場の国際的な競争力の一層の強化を図っていくとの観点に立ち、公正・透明で、かつ、多様で利便性の高い市場インフラを整備すべく、

- ・ 格付会社に係る規制の枠組み
- ・ 金融商品取引所と商品取引所の相互乗入れ
- ・ 開示制度の見直し

等の諸課題について、昨年10月から5回にわたり審議が行われました。

なお、開示制度の見直しについては、第一部会の下に設置されている「ディスクロージャー・ワーキング・グループ」において、専門的な観点から検討が行われました。

「金融審議会金融分科会第一部会報告～信頼と活力ある市場の構築に向けて～」は、第一部会における検討結果をとりまとめたものです。

金融庁としては、第一部会報告の内容を十分に踏まえ、関係制度の整備に、早急に取り組んでいきます。

<報告の概要>

(1) 格付会社に係る規制の枠組み

- 格付会社の金融・資本市場における情報インフラとしての役割の重要性に鑑み、また指摘されている様々な問題への対応や、国際的な規制の導入・強化の動向を踏まえ、格付会社に対する公的規制を導入する必要
- 格付会社の独立性確保・利益相反回避、格付プロセスの品質と公正性の確保、投資者等の市場参加者に対する透明性の確保の観点から、以下のような登録制度に基づく新たな規制の枠組みを導入することが適当
 - ・ 登録を受けた格付会社について、①誠実義務、②格付方針等の情報開示、③利益相反防止等の体制整備、④格付対象の証券を保有している場合の格付の禁止等を義務付け
 - ・ 金融商品取引業者等が無登録業者による格付を利用して勧誘を行うことを制限
 - ・ 登録を受けた格付会社に対する報告徴収・立入検査、業務改善命令等を導入

(2) 金融商品取引所と商品取引所の相互乗入れ

- 金融商品及び金融取引は金融商品取引法で規制し、商品デリバティブ取引は商品取引所法で規制するとの枠組みの下、取引所の相互乗入れを可能とするため、今後、政府部内において具体案がすみやかに策定されていくことが求められる
- その際には、以下の基本的な考え方が踏まえらるる必要
 - ・ 取引所の本体・子会社形態・持株会社形態での相互参入を容認するなど柔軟な参入形態を可能に
 - ・ 両法の立法趣旨を適切に確保しつつ、重複の排除等により規制・監督を合理化
 - ・ 両市場にまたがる不公正取引等に対し、金融行政当局と商品行政当局の連携強化

(3) 開示制度の見直し

有価証券取引の実務や投資者、発行者等のニーズを踏まえ、投資者にとって分かりやすく、真に必要な投資情報が、投資者の必要なときに、利用しやすい方法により提供されるよう、以下のような制度整備等を行うことが適当

- ・ 「発行登録制度」について、利用適格要件である格付要件を見直すとともに、利便性向上のための制度を整備
- ・ 投資信託証券に係る「交付目論見書」について、投資判断に重要な情報が投資者に理解できるよう、分かりやすく簡潔に記載されたものとするとともに、投資者への電子交付手続を簡素化
- ・ 「売出し」概念について、有価証券取引がクロスボーダー化、複雑化、多様化する現状を踏まえ、「均一の条件」の要件を撤廃し、有価証券取引の実務等を踏まえ、情報提供に係る規制を柔構造化

(4) その他

金融商品取引法上の特定投資家（プロ）と一般投資家（アマ）の間の移行手続きについて、プロからアマへの移行の効果が、投資家から申出があるまで持続すること等を検討することが適当

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「審議会・研究会等」から「金融審議会」に入り、「答申・報告書等」の「[「金融審議会金融分科会第一部会報告」等の公表について](#)」（平成20年12月17日）にアクセスしてください。

金融審議会金融分科会第一部会報告 ～ 信頼と活力ある市場の構築に向けて ～（平成20年12月17日）の概要	
<p>I. 格付会社に対する公的規制の導入</p> <p>【規制導入の背景・問題認識】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 金融・資本市場における情報インフラとしての役割の重要性 ② 指摘されている様々な問題への対応 ③ 国際的な規制の導入・強化の動向 <p>【指摘されている問題点】 格付会社：利益相反、格付プロセスの品質管理の欠如、情報開示不足 投資者：格付への過度の依存</p> <p>1. 国際的に整合的な規制の整備</p> <p>【基本的考え方】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 格付対象商品の発行者等からの格付会社の独立性確保・利益相反回避 ② 格付プロセスの品質と公正性の確保 ③ 投資者等の市場参加者に対する透明性の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・IOSCO（証券監督者国際機構）の基本行動規範の遵守確保がベース ・具体的には、登録を受けた格付会社について、①誠実義務、②格付方針等の情報開示、③利益相反防止等の体制整備、④格付対象の証券を保有している場合の格付の禁止 等 <p>2. 規制の実効性確保のための登録・検査・監督</p> <p>○ 体制が整備された格付会社を登録</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融商品取引業者等が無登録業者による格付を利用して勧誘を行うことを制限（無登録である旨、格付の前提・限界などの説明義務） <p>○ 検査・監督において外国当局と執行協力</p>	<p>II. 金融商品取引所と商品取引所の相互乗入れ</p> <p>金融商品及び金融取引は金融商品取引法で規制し、商品デリバティブ取引は商品取引法で規制するとの枠組みの下、以下の基本的考え方によって、相互乗入れを可能に</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 本体・子会社形態・持株会社形態での相互参入を容認 ② 両法の立法趣旨を適切に確保しつつ、重複の排除等により規制・監督を合理化 ③ 両市場にまたがる不正取引等に対し、金融行政当局と商品行政当局の連携強化 <p>III. 開示制度等の見直し</p> <p>投資者にとって分かりやすく、充実した投資情報を、投資者の必要ときに、利用しやすい方法により提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「発行登録制度」における周知性要件の見直し（格付基準に代わる基準の検討） ・投資信託交付目論見書への必要かつ簡潔な投資情報の記載 ・有価証券の「売出し」概念の見直し（均一条件の撤廃及びこれに伴う規制の柔構造化） 等 <p>投資家保護のため、特定投資家（プロ）・一般投資家（アマ）の移行手続の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プロからアマへの移行の効果が、投資家から申出があるまで持続するよう検討（現行は1年ごと） 等



池尾部会長から報告書を受け取る中川大臣（12月17日）

金融審議会金融分科会第一部会・第二部会合同会合報告の公表について

金融審議会金融分科会第一部会（部会長 池尾和人 慶應義塾大学経済学部教授）及び第二部会（部会長 岩原紳作 東京大学大学院法学政治学研究科教授）の合同会合は、平成20年11月より、計3回にわたり、金融分野における裁判外紛争解決制度（金融ADR）について審議を行ってきました。

その審議結果を踏まえ、同年12月17日、合同会合報告として、「金融分野における裁判外紛争解決制度（金融ADR）のあり方について」が取りまとめられ、公表されました。

本報告では、苦情・紛争解決における利用者の信頼感・納得感を高め、金融商品・サービスに関する利用者の信頼性の向上を図る観点から、公正・中立でかつ実効性のある金融ADRの法的枠組みを設けることが望ましいとの提言がなされています。

金融庁としては、本報告の内容を踏まえ、所要の制度整備に向けた検討を行ってまいります。

○ 報告の要旨

- ・ 横断的・包括的な金融ADR機関の設置は将来的な課題として位置付け、業界団体・自主規制機関等による苦情・紛争解決の自主的な取組みを活用。
- ・ 金融ADRの実施体制・能力等を有する者について行政庁が確認（指定等）を行うことにより、金融ADR機関の中立性・公正性を確保することが適当。
- ・ 金融ADR機関相互の連携の強化に加え、利用者利便の向上のため、振分けを行う窓口の共通化について実務上検討が必要。
- ・ 業態において金融ADR機関が設立されている場合には、紛争解決にあたって、金融機関に金融ADR機関に対する手続応諾義務、事情説明・資料提出義務、結果尊重義務等を課すことが適当。
- ・ 業態において金融ADR機関が設立されていない場合には、金融機関に苦情・紛争解決に関する一定の義務を課すことが適当。
- ・ 金融ADRの中立性・公正性及び実効性を確保するため、金融機関及び金融ADR機関に対する行政庁の関与等が必要。
- ・ 実効性のある金融ADR制度を構築するため、金融商品・サービスの内容、相談・苦情等の状況、利用者の状況、業態における金融機関数又は業界における苦情・紛争解決への取組状況等の業態の実態を十分に踏まえる必要。
- ・ 金融ADRの改善・発展のため、今後も、金融トラブル連絡調整協議会は、推進役として重要な役割を果たしていく必要。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「審議会・研究会等」から「金融審議会」に入り、「答申・報告書等」の「[金融審議会金融分科会第一部会・第二部会合同会合報告の公表について](#)」（平成20年12月17日）にアクセスしてください。

【トピックス】

市場関係者との意見交換会について

平成20年12月8日、中川金融担当大臣、谷本内閣府副大臣、宇野内閣府大臣政務官が東京証券取引所を視察し、証券市場関係者と意見交換を行いました。

東京証券取引所アローズ・マーケットセンターにおいては、コンピュータの端末を通じた実際の株取引の状況や、取引所社員による売買監理（監視）の状況を視察しました。また、続いて開催された意見交換会では、世界の金融・資本市場の現状を踏まえ、市場を取り巻く諸問題について、証券市場関係者との間で直接の意見交換が行われました。



意見交換会で挨拶する中川大臣



意見交換会終了後、記者団との会見に応じる中川大臣

主要行等の平成 20 年度中間決算について

主要行等の平成 20 年度中間決算発表を受けて、金融庁では、各行の発表した計数等を集計し、平成 21 年 1 月 9 日に公表しました。

以下、主要行等の平成 20 年度中間決算の概要（単体）について説明します。

1. 収益の状況

銀行の本業の儲けを表す実質業務純益は平成 20 年 9 月期 1.4 兆円となり、平成 19 年 9 月期対比 0.2 兆円の減少となりました。これは、貸出残高の増加はあったものの、利ざやの改善は限定的であり、市況悪化により手数料収入は減少、他方、人的資源強化やシステム投資等により経費が増加したことによるものと考えられます。

当期純利益は平成 20 年 9 月期 0.3 兆円となり、平成 19 年 9 月期対比 0.5 兆円の減益となりました。これは、上記の要素に加え、与信関係費用や株式の減損が増加したことなどが影響したものと考えられます。

2. 財務の健全性の状況

不良債権比率は、平成 20 年 9 月期 1.5%となり、平成 20 年 3 月期対比 0.1 ポイントの微増となりました。

自己資本比率については、平成 20 年 9 月期 11.7%となり、平成 20 年 3 月期対比 0.6 ポイントの減少となりました。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から [「主要行等の平成 20 年度中間決算について」（平成 21 年 1 月 9 日）](#) にアクセスしてください。

なお、今回から、報道発表では連結の計数についても集計し、掲載しています。

主要行等の平成20年9月期決算状況【単体】

(単位: 億円、%)

	実質 業務純益	不良債権 処分損	株式等関係損益		経常利益	当期純利益	その他有価証券 評価損益		自己資本 比率	不良債権残高 (再生法開示債権)			不良債権 比率 (対総与信)	
			売却損益	償却			うち株式	うち要管理 債権		うち危険 債権以下				
みずほ銀行	1,398	▲ 1,158	▲ 381	292	▲ 673	▲ 443	800	▲ 965	484	11.48%	7,928	2,953	4,975	2.15%
みずほコーポレート銀行	1,452	▲ 57	131	363	▲ 232	500	857	1,821	5,614	12.62% *	2,908	2,014	894	0.81%
みずほ信託銀行	241	▲ 90	▲ 43	8	▲ 51	41	37	372	842	12.86% *	623	92	531	1.73%
三菱東京UFJ銀行	3,603	▲ 2,384	▲ 623	583	▲ 1,207	389	264	▲ 2,309	3,999	10.69% *	11,464	3,193	8,271	1.36%
三菱UFJ信託銀行	786	▲ 36	▲ 165	32	▲ 197	535	319	93	1,725	12.56% *	763	290	474	0.76%
三井住友銀行	3,785	▲ 2,241	▲ 172	48	▲ 220	1,221	804	6,298	7,825	12.50% *	10,769	2,820	7,948	1.62%
りそな銀行	1,022	▲ 1,157	▲ 29	55	▲ 84	▲ 67	509	744	1,269	10.47%	5,365	1,646	3,719	3.00%
中央三井信託銀行	520	▲ 3	▲ 128	42	▲ 170	181	130	61	1,277	11.14%	1,383	217	1,166	1.53%
住友信託銀行	728	▲ 41	▲ 93	24	▲ 118	475	304	384	1,740	12.17% *	700	221	479	0.60%
新生銀行	▲ 82	▲ 229	3	25	▲ 22	▲ 361	▲ 364	▲ 584	▲ 46	13.70%	525	178	346	0.90%
あおぞら銀行	342	▲ 402	▲ 290	9	▲ 298	▲ 397	▲ 316	▲ 421	▲ 7	13.81%	987	132	855	2.47%
11行計	13,794	▲ 7,798	▲ 1,791	1,481	▲ 3,272	2,074	3,345	5,495	24,721	11.73%	43,414	13,755	29,659	1.52%

(出典) 有価証券報告書等

(参考) 過去の主要行等合計の推移

	実質 業務純益	不良債権 処分損	売却損益	償却	経常利益	当期純利益	その他有価証券 評価損益	自己資本 比率	不良債権残高 (再生法開示債権)	不良債権 比率 (対総与信)				
18年9月期(11行計)	15,818	1,872	1,437	1,917	▲ 480	15,499	16,830	66,095	70,804	12.63%	39,504	19,020	20,484	1.46%
19年9月期(11行計)	16,103	▲ 4,042	20	2,058	▲ 2,038	10,559	8,306	68,811	75,665	13.04%	40,777	14,904	25,873	1.47%
20年3月期(11行計)	32,774	▲ 4,110	▲ 413	4,773	▲ 5,186	22,521	14,527	23,039	33,940	12.30%	38,589	16,971	21,618	1.38%

(注1) 記載金額は、単位未満を四捨五入して表示。

(注2) *印は国際基準行。

(注3) 実質業務純益、不良債権処分損、株式等関係損益、経常利益、当期純利益、その他有価証券評価損益は、三菱東京UFJ銀行においては再生専門子会社、中央三井信託銀行においては株式保有専門子会社の計数を含む。

(注4) 三菱東京UFJ銀行の不良債権残高及び不良債権比率には、再生専門子会社の計数を含む。

(注5) 不良債権処分損及び株式等関係損益の償却について、正の値は益を、負の値は損を表す。

(注6) 自己資本比率は、19年3月期よりパーゼルIIに基づき算出。

(注7) 18年9月期、19年9月期の計数については、業績修正を行った銀行があるため、過去の当庁公表数値と異なる。

地域銀行の平成 20 年 9 月期決算の概要

地域銀行の平成 20 年 9 月期決算の発表を受けて、金融庁では、各行の発表した計数等を集計し、12 月 8 日に公表しました。

以下、地域銀行の平成 20 年 9 月期決算の概要について説明します。

1. 損益の状況

実質業務純益は、債券の減損処理費用の増加、手数料収入の減少等により、前年同期に比べ、24.0%の減益となりました。

中間純利益は、実質業務純益の減益に加え、不良債権処理費用や株式等の減損処理費用の増加等により、前年同期に比べ 62.8%の減益となりました。

2. 不良債権の状況

不良債権額は 20 年 3 月期に比べ増加し、不良債権比率も僅かながら上昇しました。

3. 自己資本比率の状況

自己資本比率（足利銀行を除く）は 20 年 3 月期に比べ僅かながら低下しました。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から [「地域銀行の平成 20 年 9 月期決算の概要」](#)（平成 20 年 12 月 8 日）にアクセスしてください。

地域銀行の平成20年9月期決算の概要

1. 損益の状況

- 実質業務純益は、債券の減損処理費用の増加、手数料収入の減少等により、前年同期に比べ24.0%の減益。
- 中間純利益は、実質業務純益の減益に加え、不良債権処理費用や株式等の減損処理費用の増加等により、前年同期に比べ62.8%の減益。

(単位：億円)

	18年9月期	19年9月期	20年9月期	前年同期比
業務粗利益	25,231	25,953	23,850	▲ 2,102
資金利益	22,345	22,623	22,527	▲ 96
役員取引等利益	3,167	3,302	2,729	▲ 572
債券関係損益	▲ 435	▲ 152	▲ 1,843	▲ 1,691
実質業務純益	9,546	9,903	7,522	▲ 2,380
不良債権処理費用(▲)	▲ 3,479	▲ 3,772	▲ 5,373	▲ 1,601
株式等関係損益	935	778	163	▲ 614
うち、株式等償却(▲)	▲ 227	▲ 337	▲ 991	▲ 654
中間純利益	4,028	3,747	1,394	▲ 2,353

(※)20年9月期中間純利益は、預金保険機構から足利銀行に実施された金銭贈与2,566億円を除いて集計。

(参考)

	18年9月期	19年9月期	20年9月期
貸出金	189.0兆円	193.7兆円	199.0兆円

2. 不良債権の状況

- 不良債権額は20年3月期に比べ増加。不良債権比率も僅かながら上昇。

	19年3月期	20年3月期	20年9月期
不良債権額	7.8兆円	7.5兆円	7.9兆円
不良債権比率	4.0%	3.7%	3.9%

(注) 最高値は14年9月期：15兆円、8.3%

3. 自己資本比率の状況

- 自己資本比率(足利銀行を除く)は20年3月期に比べ僅かながら低下。

	19年3月期	20年3月期	20年9月期
自己資本比率	10.4%	10.3%	10.4%
	(10.8%)	(10.7%)	(10.4%)

(※) ()内の計数は、特別危機管理銀行であった足利銀行を除いて集計。

(注1) 19年9月期、20年3月期及び20年9月期の集計対象は110行(地方銀行64行、第二地方銀行45行及び埼玉りそな銀行)

19年3月期の集計対象は111行(地方銀行64行、第二地方銀行46行及び埼玉りそな銀行)

18年3月期及び18年9月期の集計対象は112行(地方銀行64行、第二地方銀行47行及び埼玉りそな銀行)

(注2) 計数は単体ベース。ただし、不良債権の計数には、再生専門子会社分を含む。

(注3) 19年9月期及び18年9月期の計数については、業績修正を行った銀行があるため、過去の当庁公表数値と異なる。

我が国の預金取扱金融機関のサブプライム関連商品及び証券化商品等の保有額等について

金融庁では、我が国の預金取扱金融機関について、本年9月末時点におけるサブプライム関連商品等及びFSF報告書における先進的開示事例を踏まえた証券化商品等の保有額等を取りまとめ、平成20年11月28日に公表しました。

サブプライム関連商品等については、本年9月末において、我が国の預金取扱金融機関全体で、保有額は約7,970億円（本年6月末比 約▲1,610億円）、評価損及び実現損累計額の合計額は約9,500億円（本年6月末では、約8,960億円）となりました。

他方、証券化商品等全体については、本年9月末において、保有額は約22兆2,710億円（本年6月末比 約▲1兆2,320億円）、評価損及び実現損累計額の合計額は、約3兆2,730億円（本年6月末では、約2兆5,740億円）となっており、前回と比べ損失が大きく拡がりました。

この背景としては、昨年夏以降サブプライムローン関連商品等を中心に損失が拡がっていましたが、その後、広く証券化商品市場全体に問題が波及し、サブプライムローンとは関連のない債務担保証券（CDO）やローン担保証券（CLO）、住宅ローン担保証券（RMBS）、商業用不動産担保証券（CMBS）等にまで損失が拡大していることが考えられます。

金融庁では、昨年9月末以降、我が国預金取扱金融機関全体におけるサブプライム関連商品等や証券化商品等（※）の保有状況を、統一した基準の下に開示してきました。

こうした取組みは、サブプライムローン問題に端を発するグローバルな金融市場の混乱が我が国金融システムに与える影響に関する、正確な理解に資するものと考えています。

金融庁としては、情報発信の取組みをこれからも推進し、金融システムの現状や金融行政の考え方に容易にアクセスできる環境の整備を引き続き図っていきたいと考えています。

（※）FSF報告書における先進的開示事例を踏まえた証券化商品等の保有状況については、本年3月末時点より集計・公表しています。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から[「我が国の預金取扱金融機関のサブプライム関連商品及び証券化商品等の保有額等について」（平成20年11月28日）](#)にアクセスしてください。

我が国の預金取扱金融機関のサブプライム関連商品の保有額等について(平成20年9月末時点)

※下段()書きは平成20年6月末の数値 (単位:10億円)

	Tier1 自己資本 (20年9月末)	実質業純 (20年3月期)	株式評価益 (20年9月末)	サブプライム関連商品等保有額			うちサブプライム関連ビジネス			サブプライム関連の ABCPプログラム
				簿価 (9月末)	評価損益	実現損益 (売却損益・減損等 (19年4月からの 累計))	簿価 (9月末)	評価損益	実現損益 (売却損益・減損等 (19年4月からの累 計))	エクスポージャー
大手行等	25,987	3,499	2,201 (4,962)	719 (876)	▲140 (▲138)	▲727 (▲679)	26 (64)	0 (0)	▲316 (▲305)	—
地域銀行	12,862	1,799	1,620 (2,782)	46 (50)	▲3 (▲2)	▲47 (▲46)	—	—	—	—
協同組織 金融機関	11,222	795	▲132 (78)	31 (32)	▲4 (▲2)	▲29 (▲29)	—	—	—	—
合計	50,071	6,093	3,690 (7,823)	797 (958)	▲147 (▲142)	▲803 (▲754)	26 (64)	0 (0)	▲316 (▲305)	—

※この他、サブプライムローンと直接係わりがない証券化商品等についても、グローバルな金融市場の混乱の影響が欧米を中心として広範に及んでおり、我が国の一部金融機関において、一定程度の評価損や実現損が発生しているものがある。

(注1)「サブプライム関連商品等」とは、サブプライムローンを原資産とするABS及びそうしたABSを原資産に含むCDOなどの金融商品等を指す。なお、投資信託の運用の中で、結果的にサブプライム関連商品への投資が行われているものは含まれていない。
「サブプライム関連ビジネス」とは、サブプライムローン関連商品の組成ビジネス等を指す。

(注2)「大手行等」には、主要行、農林中央金庫、新生銀行、あおぞら銀行、シティバンク銀行、新たな形態の銀行、外銀信託等が含まれている。

(注3)「協同組織金融機関」には、信金中央金庫を含む信用金庫、全国信用協同組合連合会を含む信用組合、労働金庫連合会を含む労働金庫、信農連、信漁連が含まれている。農業協同組合等は含まれていない。なお、農林中央金庫は大手行等に含まれている。

(注4)上記はヒアリングベースの計数であり、今後、各行等の精査の中で変動しうる。

(注5)一部の証券会社のサブプライム関連商品等保有額が、連結される大手行等に含まれている。

FSF報告書における先進的開示事例を踏まえた我が国の預金取扱金融機関の証券化商品等の保有額等について(平成20年9月末時点)

※下段()書きは平成20年6月末の数値 (単位:10億円)

	サブプライム関連商品等保有額										CDO,CDO*		RMBS*		CMBS		レバレッジド ローン		合計	
	うちCDO		うちRMBS		その他		小計		保有額	評価損益 (売却損益・減損等)	保有額	評価損益 (売却損益・減損等)	保有額	評価損益 (売却損益・減損等)	保有額	評価損益 (売却損益・減損等)	保有額	評価損益 (売却損益・減損等)	保有額	評価損益 (売却損益・減損等)
	保有額	評価損益 (売却損益・減損等)	保有額	評価損益 (売却損益・減損等)	保有額	評価損益 (売却損益・減損等)	保有額	評価損益 (売却損益・減損等)												
大手行等	170 (208)	▲27 (▲27)	▲587 (▲548)	438 (504)	▲108 (▲112)	▲98 (▲74)	112 (163)	▲4 (1)	▲62 (▲57)	719 (876)	▲140 (▲138)	▲727 (▲679)	26 (64)	0 (0)	▲316 (▲305)	5,599 (5,911)	▲108 (▲96)	18,412 (19,410)	▲1,284 (▲875)	▲1,512 (▲1,337)
地域銀行	8 (10)	▲1 (▲1)	▲47 (▲40)	0 (0)	▲0 (▲0)	0 (0)	38 (39)	▲2 (▲1)	0 (0)	46 (50)	▲3 (▲2)	▲47 (▲46)	—	—	—	15 (15)	0 (0)	1,572 (1,788)	▲43 (▲38)	▲149 (▲110)
協同組織 金融機関	3 (4)	▲1 (▲1)	▲30 (▲30)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	28 (28)	▲3 (▲1)	1 (1)	31 (32)	▲4 (▲2)	▲29 (▲29)	—	—	—	26 (26)	1 (1)	2,187 (2,305)	▲203 (▲119)	▲101 (▲94)
合計	181 (223)	▲29 (▲29)	▲644 (▲625)	438 (504)	▲108 (▲112)	▲98 (▲74)	178 (230)	▲9 (▲1)	▲61 (▲55)	797 (958)	▲147 (▲142)	▲803 (▲754)	26 (64)	0 (0)	▲316 (▲305)	5,630 (5,923)	▲107 (▲95)	22,271 (23,503)	▲1,511 (▲1,033)	▲1,762 (▲1,541)
(参考) 商品別毀損率	▲79.78% (▲75.32%)	▲35.63% (▲31.25%)	▲25.02% (▲25.48%)	▲56.41% (▲52.10%)	▲21.07% (▲14.14%)	▲5.89% (▲4.55%)	▲4.60% (▲3.00%)	▲1.74% (▲1.48%)	▲13.07% (▲9.94%)	▲22.60% (▲15.02%)	▲29.38% (▲22.45%)	▲17.16% (▲11.60%)	▲1.90% (▲1.60%)	▲20.25% (▲15.34%)						

点線枠内は原資産が海外の計数。

※サブプライム関連のCDO、RMBSは含まれない。

(注1)「商品別毀損率」については、評価損益(9月末)と引当及び減損(19年4月からの累計)の合計を、減損前保有額に割ったものとして算出。

(注2)上記はヒアリングベースの計数であり、今後、各行等の精査の中で変動しうる。

(注3)CDOには、CDO等へ投資を行っているSIVを含む。

(注4)RMBSには政府支援機関等のモーゲージ債は含まない。

(注5)レバレッジドローンとは、各金融機関によりその定義は若干異なるが、一般的には、企業買収に際して供与されるローン等の低価格企業向けローンを指す。

(注6)上記のほか一部の銀行において、モノライン保険会社を相手方とするCDS取引による損失(約▲317億円)が公表されている。

商工会議所に対するアンケート調査結果の概要

金融庁では、中小企業金融の実態を把握するため、全国の財務局等を通じて、各都道府県の商工会議所47先に対し、ヒアリング調査を実施しました。本年5月及び8月に続く調査であり、会員企業の業況（経営環境・収益等）の現状と先行きや悪化の要因、及び会員企業の資金繰りの現状と先行きや悪化の要因、についてヒアリング調査を行っています。

1. 会員企業の業況（経営環境・収益等）の現状と先行き、悪化の要因

中小企業の業況感については、全般的に厳しさが増しており、悪化の要因としては、「売上げの低迷」の割合が最も大きく、次いで、前回最大であった「原油・原材料価格の上昇」が続いています。

区分	D. I. (良い-悪い)		悪化の要因 (回答割合)					
	現状	先行き	① 原油・原材料 価格等、仕入 原価の上昇	② 販売先との関 係による販売 価格転嫁の 遅れ	③ 需要の低迷に よる売上げの 低迷	④ 競争過多によ る販売価格の 下落	⑤ 株式・為替市 場はじめグロ ーバルな市場 変動の影響	⑥ 建築基準法 改正の影響
製造業	▲89 (▲87)	▲89 (▲72)	30.5 (47.1)	17.2 (24.2)	31.0 (18.5)	6.9 (7.0)	13.3 (1.9)	1.0 (1.3)
小売業	▲91 (▲89)	▲83 (▲79)	23.0 (27.7)	9.8 (15.2)	43.1 (38.6)	19.0 (18.5)	5.2 (0.0)	0.0 (0.0)
卸売業	▲96 (▲83)	▲98 (▲77)	23.8 (32.3)	18.1 (19.0)	39.4 (34.8)	12.4 (11.4)	6.2 (1.3)	0.0 (1.3)
建設業	▲100 (▲100)	▲94 (▲83)	24.6 (26.7)	9.5 (11.7)	30.6 (24.6)	18.7 (17.1)	3.6 (0.8)	13.1 (19.2)
サービス業	▲81 (▲74)	▲87 (▲62)	22.5 (32.0)	8.7 (15.2)	46.4 (31.2)	17.4 (18.4)	4.3 (0.8)	0.7 (2.4)
不動産業	▲89 (▲69)	▲93 (▲62)	8.8 (12.1)	2.0 (1.9)	48.3 (45.8)	18.4 (16.8)	14.3 (6.5)	8.2 (16.8)
運輸業	▲100 (▲100)	▲98 (▲85)	35.7 (48.5)	19.6 (28.8)	24.1 (9.8)	16.6 (11.7)	4.0 (0.0)	0.0 (1.2)
平均	▲92 (▲86)	▲92 (▲74)	24.9 (32.8)	12.6 (16.9)	36.3 (28.0)	15.5 (14.5)	7.0 (1.3)	3.7 (6.4)

(注1) D. I. = 「良い」と回答した先数構成比 - 「悪い」と回答した先数構成比

(注2) 悪化の要因については、複数回答可としている。

(注3) 表中の括弧書は8月時点の調査結果

2. 会員企業の資金繰りの現状と先行き、悪化の要因

中小企業の資金繰りも、全般的に厳しさが増しており、悪化の要因としては、「販売不振・在庫の長期化等の営業要因」の割合が最も大きいですが、金融機関の「融資態度」や「融資条件」も上昇しています。

区分	D. I. (良い-悪い)		悪化の要因 (回答割合)					
	現状	先行き	① 販売不振・在庫 の長期化等、 営業要因	② 融資審査等、 金融機関の融 資態度	③ 融資期間・返済 条件等、 金融機関の融 資条件	④ 改正貸金業法 施行の影響等 ノンバンクの融 資態度	⑤ 信用保証協会 や政策金融機 関等による、 セーフティネッ ト貸付・保証 の動向	⑥ J-REIT等証 券市場の冷え 込みや投資 ファンド等 の動き
製造業	▲83 (▲80)	▲81 (▲70)	63.0 (73.6)	20.2 (12.1)	10.1 (7.7)	0.0 (0.0)	5.9 (6.6)	0.8 (0.0)
小売業	▲81 (▲77)	▲77 (▲68)	65.2 (73.9)	12.5 (6.8)	11.6 (10.2)	1.8 (2.3)	8.0 (6.8)	0.9 (0.0)
卸売業	▲74 (▲70)	▲81 (▲60)	66.0 (81.1)	14.6 (5.4)	9.7 (8.1)	1.9 (2.7)	7.8 (2.7)	0.0 (0.0)
建設業	▲96 (▲96)	▲89 (▲81)	47.2 (54.1)	26.1 (25.6)	16.5 (12.0)	0.0 (0.0)	8.5 (8.3)	1.7 (0.0)
サービス業	▲66 (▲64)	▲74 (▲60)	65.6 (79.7)	14.0 (4.7)	14.0 (14.1)	0.0 (0.0)	6.5 (1.6)	0.0 (0.0)
不動産業	▲85 (▲60)	▲91 (▲53)	46.8 (53.4)	24.0 (27.4)	14.3 (4.1)	0.0 (0.0)	7.1 (4.1)	7.8 (11.0)
運輸業	▲89 (▲87)	▲85 (▲83)	63.0 (67.0)	17.6 (20.0)	11.8 (7.0)	0.0 (0.0)	7.6 (6.0)	0.0 (0.0)
平均	▲82 (▲76)	▲83 (▲68)	57.9 (67.6)	19.4 (15.7)	12.9 (9.1)	0.5 (0.6)	7.4 (5.6)	1.9 (1.3)

(注1) D. I. = 「良い」と回答した先数構成比 - 「悪い」と回答した先数構成比

(注2) 悪化の要因については、複数回答可としている。

(注3) 表中の括弧書は8月時点の調査結果

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から「[商工会議所に対するアンケート調査結果の概要](#)（平成20年12月12日）」にアクセスしてください。

自社株式取得に係るインサイダー取引規制に関するQ&Aについて

自社株式取得に係るインサイダー規制に関し、上場会社が自社株を取得する際に信託や投資一任契約を利用した場合の規制の適用の有無について、明確化の要望が寄せられていたところ、現下の株式市場の動向等を踏まえ、これに関して明確化を図るため、11月18日、金融庁と証券取引等監視委員会の連名で「インサイダー取引規制に関するQ&A」を公表しました。

また、この関連で、上場会社の役職員が行う自社株式取得に係るインサイダー取引規制についてのQ&Aを、「インサイダー取引規制に関するQ&A」に（問2）として同年11月25日に追加しました。具体的な内容は以下のとおりです。

Q1. 上場会社が信託方式又は投資一任方式によって自己株式取得を行う場合において、インサイダー取引規制に違反しないためには、どのような配慮が必要でしょうか。

金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第166条においては、「会社関係者」であって、上場会社に係る業務等に関する「重要事実」を知った者は、その事実が公表された後でなければその会社の有価証券等の売買等をしてはならない旨が規定されています（インサイダー取引規制）。

上場会社が信託方式又は投資一任方式によって自己株式取得を行う場合、実際には第三者である信託銀行等が買付主体となるところ、上記の会社関係者が重要事実を知って売買等を行う場合に該当するかどうか問題となります。

この点については、例えば、

- (1) 信託契約又は投資一任契約の締結・変更が、当該上場会社により重要事実を知ることなく行われたものであって、
- (2) ① 当該上場会社が契約締結後に注文に係る指示を行わない形の契約である場合、
又は、
② 当該上場会社が契約締結後に注文に係る指示を行う場合であっても、指示を行う部署が重要事実から遮断され、かつ、当該部署が重要事実を知っている者から独立して指示を行っているなど、その時点において、重要事実に基づいて指示が行われていないと認められる場合、

においては、一般に、上記の会社関係者が重要事実を知って売買等を行う場合に該当しないと考えられることから、基本的にインサイダー取引規制に違反しないものと考えられます。

Q2. 現在、一部の上場会社において、「役職員について、持株会を通じる方法以外での自社株式取得を禁止する」という社内ルールが設けられている例があるが、年末まで又は年度末までなど一時的にこの社内ルールを解除し、インサイダー規制に反しない限り役職員が自社株式を取得してよいこととしたいと考えますが、インサイダー取引規制との関係で問題がありますか。

インサイダー取引規制違反が生じないように、上場会社各社においてその実情に応じた社内ルールが整備されることは重要なことですが、同時に、社内ルールが過剰な内容になり、結果として自社株式売買を萎縮させることがないような配慮が必要です。

御指摘のような、持株会を通じる方法以外での自社株式取得を禁止するという社内ルールは法令上求められるものではなく、各社の判断でこれを解除することは、インサイダー取引規制に抵触するものではありません。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から[「自社株取得に係るインサイダー取引規制に関するQ&Aについて」（平成20年11月18日）](#)、[「インサイダー取引規制に関するQ&A」の追加について](#)（平成20年11月25日）にアクセスしてください。

公益法人が行う保険（共済）事業について ～保険業法との関係～

平成20年12月1日より、民による公益の増進を目指した公益法人制度改革関連3法が施行されています。これに伴い、現在、公益法人が行っている保険（共済）事業については、新法人（一般社団法人など）への移行により、公益性の認定の有無にかかわらず従来の主務官庁による監督がなくなることから、保険業法の規制対象となります。

金融庁では、保険（共済）事業を行っている公益法人が新制度において円滑な移行等を図っていただけるよう、公益法人の今後の対応のポイントやよくある質問を公表しました。

その概要は、以下のとおりです。

1. 公益法人の今後の対応

平成18年4月1日の時点で保険（共済）事業を行っている公益法人は、新法人への移行登記後も引き続き新規の保険（共済）契約の引受けを行う場合には、少額短期保険業者や制度共済（生協、事業協同組合など）へ移行するなどの対応が考えられます。

この移行登記までに少額短期保険業の登録等を行っていない場合、登記以降は新規の保険（共済）契約の引受け（契約期間が満了した保険（共済）契約の更新等を含む。）は法令上禁止されます。

ただし、この場合においても、既存の保険（共済）契約について新法人は、登記後1年間は分割払いの掛け金（保険料）の受取りや保険金支払いなどの管理業務を行うことが可能です。各法人には、この期間内に、保有している保険（共済）契約の移転などの対応が求められます。

なお、新法人への移行登記までに、既存の保険（共済）契約のすべてが終了する場合には、特段の対応はおりません。

公益法人が行う保険（共済）事業と保険業法の関係について

《金融庁》

保険（共済）事業を行っている公益法人は、新法人への移行登記（移行期間：平成20年12月1日～平成25年11月30日）と同時に、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人いずれも保険業法の規制対象となります。

※ 新法人への移行登記までは、現行と同じ取扱いのままです。

平成18年4月1日時点から現在まで共済事業を行っている公益法人においては、新法人への移行登記まで（平成25年まで）に、下記のように、保険業法に則した対応をお願いします。

(1) 共済事業契約による保障内容を継続する場合には、新法人への移行登記に併せ、以下の対応が考えられます。

- ① 新法人（一般社団法人など）を少額短期保険業者（*）に登録し、共済事業契約を継続する。
- ② 既存の保険会社や、新しく設立する保険会社に対して、共済事業を譲渡して継続する。
- ③ 既存の制度共済（生協・事業協同組合など）や、新しく設立する制度共済に対して、共済事業を譲渡して継続する。
- ④ 給付金額を、慶弔見舞金として社会通念上妥当な金額の範囲内に変更して継続する。
- ⑤ 保険会社との間で、当該共済事業に類似した内容の団体保険を締結して、実質的に継続する。

* 少額で短期の保険のみの引受けを行う少額短期保険業制度を新しく設けました。

○ 保険契約の上限額	： 死亡保険 300万円	○ 保険期間の上限	： 死亡保険・医療保険 1年
	医療保険 80万円		損害保険 2年
	損害保険 1,000万円 等	○ 最低資本金	： 1,000万円

(注) 一般社団法人・一般財団法人・公益社団法人・公益財団法人いずれも、当該法人形態のままで、少額短期保険業者の登録が可能です。

(2) 共済事業契約を新規に契約せずに保険金の支払い等のみを継続して行う場合で、新法人への移行登記までに共済事業契約のすべての契約が終了する場合には、特段の対応はおりません。

ただし、新法人への移行登記後においても共済事業契約が残存する場合には、新法人への移行登記後1年以内に、他の保険会社に共済事業契約を包括移転して継続するなどの対応が必要になります。

2. よくある質問

金融庁や財務局等に寄せられた質問等を踏まえて、公益法人が行う保険（共済）事業と保険業法の関係について、よくある質問を Q&A 形式でまとめました。その主なものについては、以下のとおりです。

Q1. 公益法人（財団法人・社団法人）の保険（共済）事業は、今後どのようなになりますか。

現在、公益法人が行っている保険（共済）事業については、その法人が新法人への移行登記をするまでの間は、それぞれの主務官庁の監督の下で引き続き現在と同様に行うことが可能となっています。

保険（共済）事業を行っている公益法人が新法人として登記する時期、その後の保険（共済）事業を行うかについては、各法人で対応が異なります。（ご契約者の方は、契約先の公益法人にお問い合わせください。）

Q2. 公益法人の行っている保険（共済）事業は、どのような保険（共済）事業であっても、保険業法の規制対象となるのですか。

すべての保険（共済）事業ではなく、保険業法上の「保険業」に該当する場合は、保険業法の規制対象となります。「保険業」に該当するかどうかの判断基準としては、人の生死に関し一定額の保険金を支払うことを約し保険料を収受する保険（生命保険）、一定の偶然の事故によって生ずることのある損害を填補することを約し保険料を収受する保険（損害保険）などを行う事業であれば「保険業」に該当します。

ただし、他の法律に特別の規定のあるもの（生協、農協、事業協同組合など）や一の会社がその従業員を相手方とするものなどについては、保険業法は適用されません。

いずれにしましても、保険業に該当するかどうかについては、保険（共済）契約の内容・形式によって個別に判断されるものであるため、最寄りの財務局等に前広に相談いただくようお願いします。

Q3. 一定の人的・社会的関係に基づく数万円程度の慶弔見舞金などは、「保険」に該当しないと考えて差し支えありませんか。

一定の人的・社会的関係に基づき、慶弔見舞金等の給付を行なうことが社会慣行として広く一般に認められているもので、社会通念上その給付金額が妥当なものは保険業には含まれません（[少額短期保険業者向けの監督指針Ⅲ－１－１\(1\)（参考）（注1）](#)）。

「社会通念上妥当な給付金額」については、現在、他の法令における取扱い等も踏まえ、10万円を超えない金額として運用しています。

このほか、個別のケースなど、ご不明な点は最寄りの財務局等にお問い合わせください。

また、社団法人生命保険協会、社団法人日本損害保険協会においては、保険会社への移行を目指す団体等に対する情報提供等を、特定非営利活動法人日本少額短期保険協会においては、少額短期保険業者への移行を目指す団体等に対する情報提供等を実施していますので、必要に応じ、ご相談ください。

【お問い合わせ先】

金融庁 ：	03 - 3506 - 6000	北海道財務局 ：	011 - 709 - 2311
東北財務局 ：	022 - 263 - 1111	関東財務局 ：	048 - 600 - 1288
北陸財務局 ：	076 - 292 - 7855	東海財務局 ：	052 - 951 - 2494
近畿財務局 ：	06 - 6949 - 6371	中国財務局 ：	082 - 221 - 9221
四国財務局 ：	087 - 831 - 2131	九州財務局 ：	096 - 353 - 6351
福岡財務支局 ：	092 - 411 - 7281	沖縄総合事務局 ：	098 - 866 - 0095

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から「[公益法人が行う保険（共済）事業について～保険業法との関係～](#)」（平成20年12月1日）にアクセスしてください。

金融検査評定結果の分布状況について

金融庁では、[「金融検査評定制度」](#)に関して、「金融検査評定結果の分布状況」をとりまとめ、12月16日に公表しました。

1. 金融検査評定制度については、平成18年1月から試行を開始し、平成19年4月以降、本格施行（ただし、主要行以外の金融機関については、平成20年1月以降）を開始しています。
2. 金融検査評定制度の趣旨は、金融検査の結果について、段階評価（注1）を示すことで、金融機関自身の経営改善に向けての動機付けとするとともに、より効率的かつ実効的な検査等につなげるものです。

3. こうした制度の趣旨に照らせば、評定結果は、被検査金融機関のみが認識していることで十分であり、これを個別に対外公表することは、風評等のリスクもあることから適当ではないと考えられます。
4. しかしながら、各業態（金融機関）から評定の分布状況を公表して欲しいとの要望があったことから、これまでに2度、業態毎及び評定項目毎の評定結果について、「C評価以下」の分布状況を公表したところです。
5. この度、前回公表（注2）以降の平成19年4月から、平成19検査事務年度末の平成20年6月末までに予告し、評定を実施した検査（金融機関数314先）を対象として、「C評価以下」に加え、「A評価」及び「B評価」の分布状況を公表しました。
6. 「金融検査評定結果の分布状況」は今後もデータの蓄積を行い、ある程度のデータの蓄積がされた段階で公表を行うことを考えています。

- （注1） A評価：強固な管理態勢が経営陣等により構築。
B評価：十分な管理態勢が経営陣等により構築。
C評価：管理態勢の構築が不十分で、改善が必要。
D評価：管理態勢に欠陥または重大な欠陥。

（注2） [平成19年12月11日公表](#)。（施行期間である平成18年1月から金融検査マニュアルの改訂までの平成19年3月末までの実施分）

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表関係」から[「金融検査評定結果の分布状況について」（平成20年12月16日）](#)にアクセスしてください。

【法令解説等】

改正金融機能強化法及び関係政令・内閣府令・監督指針の改正について

平成20年12月12日、第170回国会において、「金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律」（以下「改正法」といいます。）が可決・成立しました。改正法は、国の資本参加を通じて、金融機関の金融仲介機能を強化することにより、厳しい状況に直面する地域経済、中小企業を支援することを目的としています。

金融庁では、現下の厳しい経済情勢の下、金融機関の金融仲介機能の適切かつ積極的な発揮を支援するため、改正法を速やかに施行する必要があると考え、関係する政令・内閣府令・監督指針の整備を一気呵成（かせい）に行いました。これらの法令・監督指針は、平成20年12月16日に公布・公表され、翌17日から施行・適用されています。

また、金融庁では、平成20年中に全国各地で金融機関向けの説明会を開催し、本制度の周知・徹底を図りました。今後とも、関係団体等に対し、本制度の利用の検討について積極的に呼びかけていきます。

<改正法及び関係政令・内閣府令・監督指針の改正の主なポイント>

I. 国の資本参加の申込期限の延長

平成20年3月末日で期限切れとなっていた国の資本参加の申込期限を平成24年3月末まで延長しました。【法律事項】

II. 個別の金融機関への資本参加（既存スキームの見直し）

改正法の目的の達成に向け、今後資本政策を検討している金融機関が国の資本参加の申込みを行いやすい環境を整える観点から、個別の金融機関の金融機能に着目して国が資本参加する既存スキームについて、以下のような見直しを行いました。

1. 経営強化計画の記載事項

金融機関が国の資本参加の申込みをする際に提出する経営強化計画の記載事項について、以下のように見直しました。

(1) 信用供与の円滑化【内閣府令事項】

（従 来）中小企業等向け貸出比率の見込みを記載

⇒（改正後）「中小規模事業者等向け信用供与円滑化計画」を策定し、以下の事項を記載

① 中小規模事業者等向け貸出比率¹の水準を維持・向上させるための方策

② 中小規模事業者等向け貸出残高の見込み

※このほか、経営改善支援先割合²も記載（従来と同様）

(2) 経営責任

計画の終期において数値目標未達である場合や資本参加の申込時に自己資本比率が基準値未満である場合の経営責任の明確化を制度上一律には求めないことにしました。【法律事項】

ただし、資本参加の申込時に自己資本比率が基準値未満である金融機関には、責任ある経営体制の確立に関する事項として以下の事項について記載を求めることにしました。【内閣府令事項】

① 従前の経営に関する分析結果の内容

② 当該分析結果の内容に基づく経営管理体制の改善を図るための方策

〔 経営者の責めに帰すべき事由により自己資本比率が基準値未満となったと認められる場合には、経営責任の明確化を含めた経営管理体制の抜本的な改善を図るための方策を盛り込む 〕

2. 国の資本参加の基準

○ 国の資本参加に際し、リストラ等の事業再構築や地域における自力資本調達の実施を制度上求めないことにしました。【法律・政令事項】

1 「中小規模事業者等向け貸出比率」＝中小企業者又は地元事業者に対する貸出残高／総資産

2 「経営改善支援先割合」＝経営改善支援等取組先企業の数／取引先企業の総数

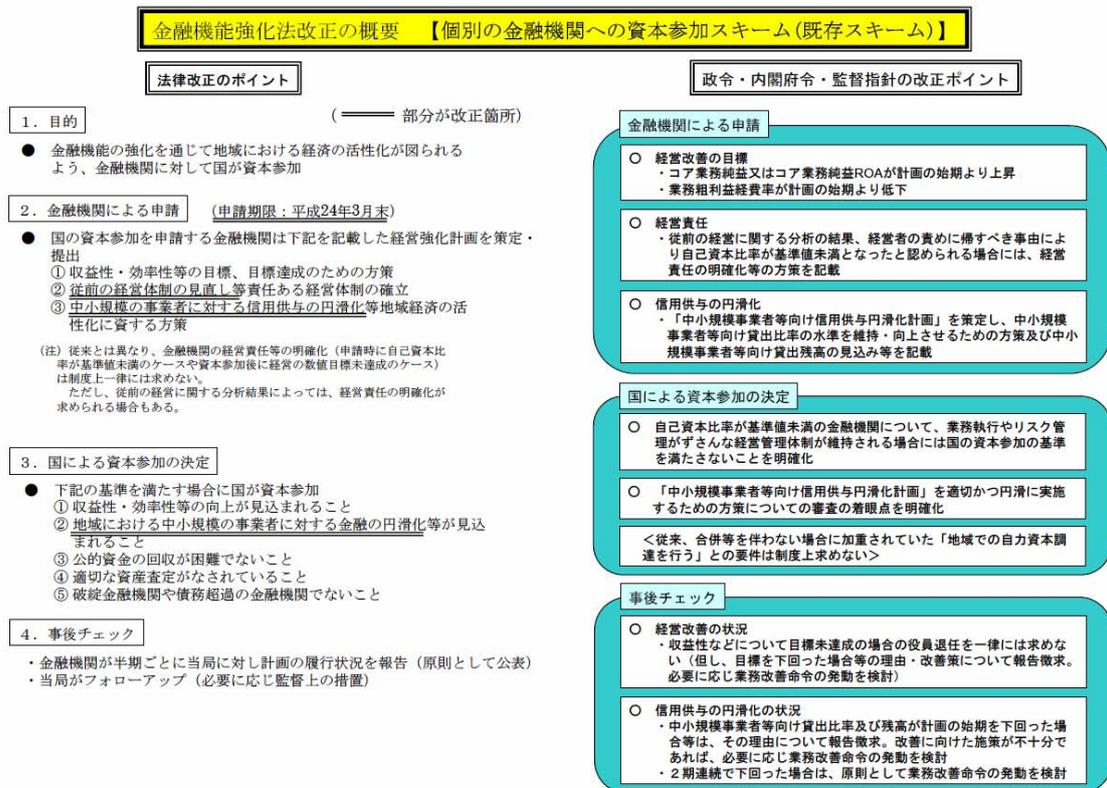
○ 「中小規模事業者等向け信用供与円滑化計画」を適切かつ円滑に実施するための方策についての審査の着眼点を明確化しました。【監督指針事項】

○ 自己資本比率が基準値未満の金融機関について、業務執行やリスク管理がずさんな経営管理体制が維持される場合には、国の資本参加の基準を満たさないことを明確化しました。【監督指針事項】

3. 事後チェック

○ 中小規模事業者等向け貸出比率及び残高がいずれも³計画の始期を下回った場合等は、その理由について報告を求め、改善に向けた施策が不十分であれば、必要に応じ業務改善命令の発動を検討することにしました。【監督指針事項】

○ 2期連続で下回った場合は、原則として業務改善命令の発動を検討することにしました（従来と同様）。【監督指針事項】



3 従来は、中小規模事業者等向け貸出比率のみ。

Ⅲ. 協同組織金融機関の中央機関への資本参加（新たなスキームの創設）

改正法において、協同組織金融機関全体で提供している金融機能の発揮の促進を目的として、中央機関（信金中金・全信組連・労金連・農林中金）に対して予め国が資本参加することを可能とする枠組みを新たに創設し、関係政令等において以下のようにその細目を定めました。

1. 協同組織金融機能強化方針の記載事項

中央機関が国の資本参加の申込みをする際に提出する協同組織金融機能強化方針の記載事項について、以下のような事項を規定しました。

(1) 信用供与の円滑化【内閣府令事項】

- ①業界全体として、中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化等に資するための方針
- ②資本支援を行った傘下の協同組織金融機関の中小規模事業者等向け貸出比率及び残高の水準を維持・向上させるための方策を盛り込んだ「協同組織金融関係中小規模事業者等向け信用供与円滑化計画」を記載

(2) 公的資金を有効に活用するための体制【内閣府令事項】

傘下の協同組織金融機関への資本支援が中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化に資することを中央機関で審査するための体制等を記載

(3) 経営責任【内閣府令事項】

（経営強化計画と同様）

(4) その他【政令事項】

国の資本参加の申込みをする中央機関が農林中央金庫である場合は、公的資金が信用事業のみに充てられることを確保するための体制を記載

2. 国の資本参加の基準

- 中央機関が、資本支援を行った傘下の協同組織金融機関に対し、中小規模事業者等に対する信用供与の円滑化の状況についてフォローアップ・指導を行うこととなっているかなど、審査の着眼点を明確化しました。【監督指針事項】
- 自己資本比率が基準値未満の中央機関については、業務執行やリスク管理がずさんな経営管理体制が維持される場合は、国の資本参加の基準を満たさないこととするなど、審査の着眼点を明確化しました（既存スキームと同様）。【監督指針事項】

3. 事後チェック

- 中央機関が資本支援した各協同組織金融機関の合算ベースでの中小規模事業者等向け貸出比率及び残高がいずれも当該資本支援の始期の合算ベースの水準を下回った場合等は、その理由について報告を求め、改善に向けた施策が不十分であれば、必要に応じ業務改善命令の発動を検討することにしました。【監督指針事項】
- 2期連続で下回った場合は、やむを得ない事情があると認められる場合を除き、原則として業務改善命令の発動を検討することにしました。【監督指針事項】

金融機能強化法改正の概要 【協同組織金融機関の中央機関への資本参加スキーム(新設スキーム)】

法律改正のポイント

1. 目的

- 協同組織金融機関全体で提供している金融機能の発揮の促進を目的として、中央機関（信金中金・全信組連・労金連・農林中金）に対して予め国が資本参加

2. 中央機関による申請（申請期限：平成24年3月末）

- 国の資本参加を申請する中央機関は下記を記載した協同組織金融機能強化方針を策定・提出
 - ① 協同組織中央金融機関及び協同組織金融機関における収益性及び業務の効率の向上に向けた方策
 - ② 支援対象となる協同組織金融機関に対する経営指導の方針
 - ③ 公的資金を有効に活用するための体制
 - ④ 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策
 - ⑤ 従前の経営体制の見直し等責任ある経営体制の確立

3. 国による資本参加の決定

- 下記の基準を満たす場合に国が資本参加
 - ① 方針が協同組織金融機関全体で提供する金融機能の発揮を促進するために適切なものであること
 - ② 方針の円滑かつ確実な実施が見込まれること
 - ③ 公的資金の回収が困難でないこと
 - ④ 適切な資産査定がなされていること
 - ⑤ 破綻金融機関や債務超過の金融機関でないこと

4. 事後チェック

- ・中央機関が半期ごとに当局に対し協同組織金融機能強化方針の進捗状況を報告（原則として公表）
- ・当局がフォローアップ（必要に応じ監督上の措置）

政令・内閣府令・監督指針の改正ポイント

中央機関による申請

- 公的資金を有効に活用するための体制
 - ・傘下の協同組織金融機関への資本支援が中小規模事業者等に対する信用供与の円滑化に資することを中央機関で審査するための体制等を記載
- 信用供与の円滑化
 - ・業界全体として、中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化等に資するための方針
 - ・資本支援を行った傘下の協同組織金融機関の中小規模事業者等向け貸出比率及び残高の水準を維持・向上させるための方策を盛り込んだ「中小規模事業者等向け信用供与円滑化計画」を記載
- 経営責任
 - ・従前の経営に関する分析の結果、経営者の責めに帰すべき事由により自己資本比率が基準値未満となったと認められる場合には、経営責任の明確化等の方策を記載
- その他
 - ・農林中央金庫については公的資金が信用事業のみに充てられることを確保するための体制を記載

国による資本参加の決定

- 自己資本比率が基準値未満の中央機関について、業務執行やリスク管理が十分な経営管理体制が維持される場合には国の資本参加の基準を満たさないことを明確化
- 資本支援を行った傘下の協同組織金融機関に対し、中小規模事業者等に対する信用供与の円滑化の状況についてフォローアップ・指導を行うこととなっているか等、審査の着眼点を明確化

事後チェック

- 公的資金の返済の可能性
 - ・収益性などについてチェック。2事業年度連続で収益性の指標が方針の初期を下回り、かつ目標を3割以下回った場合等には、その理由・改善策について報告徴求。返済原資の確保に支障が生じるおそれがあると認められるときは、必要に応じ業務改善命令の発動を検討
- 信用供与の円滑化
 - ・業界全体としての、中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化等に資するための方針の実施状況についてフォローアップ
 - ・中央機関が資本支援した各協同組織金融機関の合算ベースでの中小規模事業者等向け貸出比率及び残高が当該資本支援の初期の合算ベースでの水準を下回った場合等は、その理由について報告徴求。改善に向けた施策が不十分であれば、必要に応じ業務改善命令の発動を検討
 - ・2期連続で下回った場合は、やむを得ない事情があると認められる場合を除き、原則として業務改善命令の発動を検討

※ 今回の法律改正の詳細については、金融庁ウェブサイトの「国会提出法案等」から「[第170回国会における金融庁関連法律案](#)」にアクセスしてください。

また、これに伴う政令等の改正については、金融庁ウェブサイトの「[報道発表資料](#)」から「[「金融機能の強化のための特別措置に関する法律施行令の一部を改正する政令」及び「金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」等について](#)」（平成20年12月16日）、「[「主要行等向けの総合的な監督指針」及び「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の一部改正について](#)」（平成20年12月16日）にアクセスしてください。

保険業法の一部を改正する法律について

平成20年12月12日、第170回国会において、「保険業法の一部を改正する法律」が成立し、同年12月16日に公布・施行されました。

この法律は、現下の厳しい金融情勢の下で、引き続き保険契約者等の保護が的確に図られるセーフティネットを確保することを目的としたものであり、具体的には、生命保険契約者保護機構が行う資金援助等に関する政府の補助を可能とする特例措置を延長するものです。

【具体的内容】

生命保険会社のセーフティネットについては、万一、生命保険会社が破綻した場合の保険契約者等の保護を目的として、生命保険契約者保護機構（平成10年12月1日設立）が受け皿会社へ資金援助等を実施する制度が設けられており、これにより、保険金などの支払いのために保険会社が積み立てているべき準備金（責任準備金）の原則90%までが補償されることとなっています。

生命保険契約者保護機構の財源は生命保険会社からの負担金の拠出により賄われていますが、生命保険会社の拠出のみでは対応が難しい場合には、予算で定める金額の範囲内で、政府の補助を可能とする特例措置が設けられています。

当該政府補助の特例措置は平成21年3月31日までの破綻に対応するものでしたが、最近における保険業を取り巻く経済社会情勢の変化を踏まえ、保険契約者等の保護を図り、保険業に対する信頼性を維持するため、今回の改正では、これを3年間延長し、平成24年3月31日までの破綻に対応するものとししました。（保険業法附則第1条の2の14第1項）

なお、今回の保険業法の改正に伴い、保険業法施行令について所要の規定の整理を行っており、本法律と併せて公布・施行されています。

生命保険会社のセーフティネットについて (生命保険契約者保護機構)

<現行制度>

セーフティネットの目的・内容

- 生命保険会社が破綻した場合の保険契約者等の保護を目的
- 機構は、責任準備金の原則90%までを補償するよう、受け皿会社への資金援助等を実施

資金援助の仕組み

- 生命保険会社の拠出が基本。機構は政府保証付き(恒久措置)で資金を借入可能。
- 生命保険会社の拠出のみで対応困難な場合、平成21年3月末までは政府より補助可能



現下の厳しい金融情勢の下で、引き続き保険契約者の保護が的確に図られるセーフティネットを確保しておくことが必要。

→ 政府補助規定を平成21年4月以降も延長(平成24年3月末まで)

※ 今回の法律改正の詳細については、金融庁ウェブサイトの「国会提出法案等」から[「第170回国会における金融庁関連法律案」](#)にアクセスしてください。

また、これに伴う政令改正の詳細については、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から[「「保険業法施行令の一部を改正する政令」について\(平成20年12月16日\)」](#)にアクセスしてください。

保険会社のセーフティネットについては、金融庁ウェブサイトの「保険を契約している方へ」から[「保険契約者保護機構制度\(保険会社のセーフティネット\)」](#)にアクセスしてください。

平成20年金融商品取引法等の一部改正に係る政令・内閣府令等について

1. はじめに

我が国金融・資本市場の競争力強化のために必要な制度整備を包括的に盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律」(以下「改正法」といいます。)が平成20年6月6日に成立し、6月13日に公布されたのを受け、改正法の施行に必要な「金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」が12月2日に閣議決定され、12月5日に公布されました。

また、改正法の施行日については、「金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成20年法律第65号)の公布の日(平成20年6月13日)から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日」とされており、具体的には、平成20年12月12日とされました。(当該施行日を定める政令も平成20

年12月2日に閣議決定されており、平成20年12月5日に公布されました。)

改正法に係る内閣府令等についても、平成20年12月12日から施行されました。

なお、ファイアーウォール規制の見直し及び利益相反管理体制の構築に係る部分については、改正法の公布後1年以内(平成21年6月12日まで)に施行することとなっています。

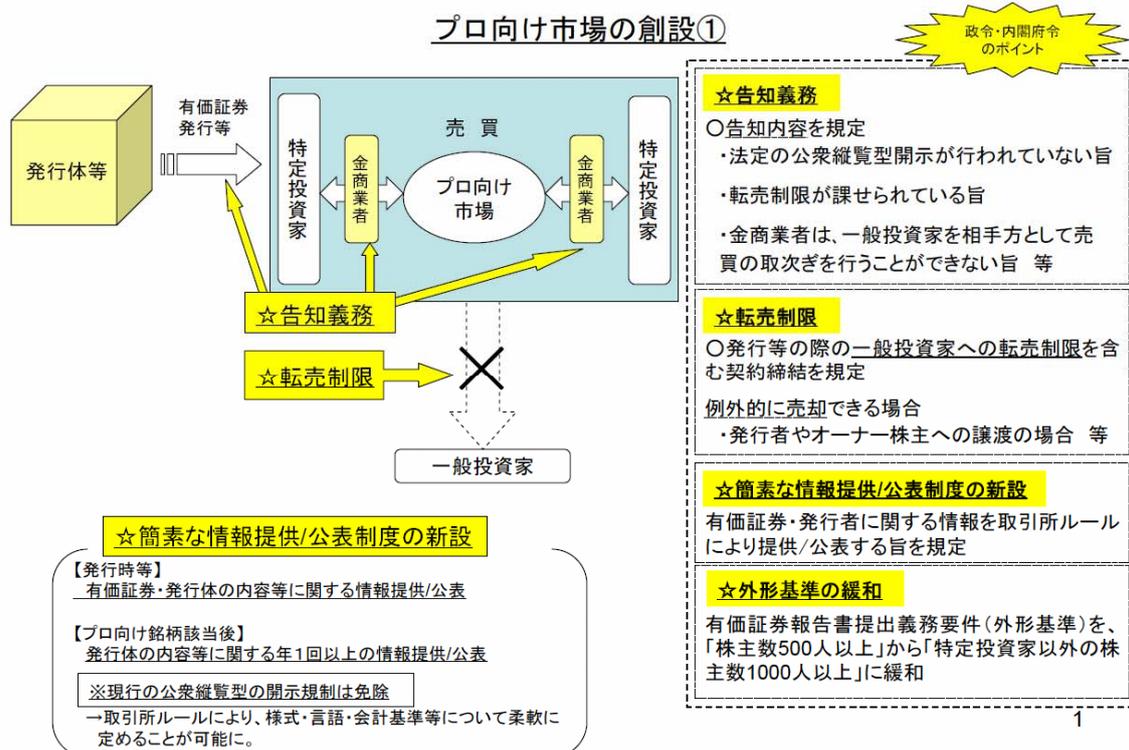
今般施行された政令・内閣府令に係る主な改正は以下のとおりです。

2. プロ向け市場の創設

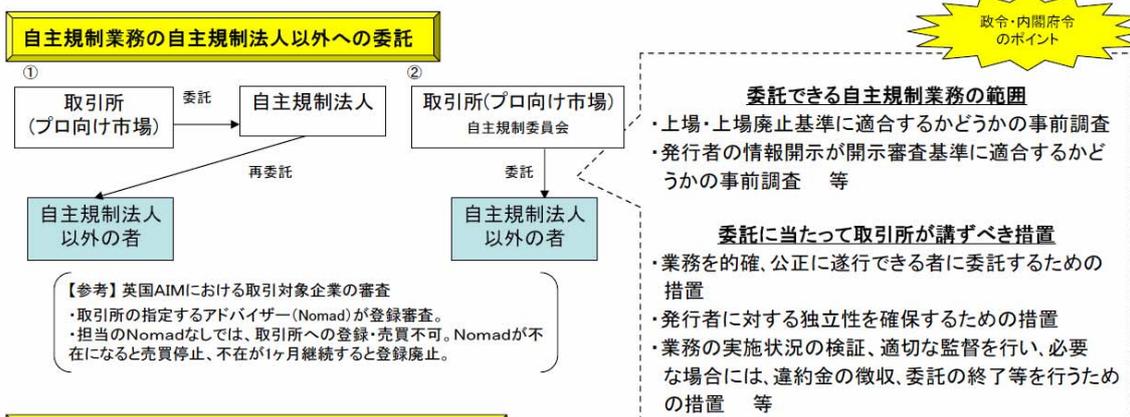
改正法では、情報の分析能力やリスク管理能力が基本的に備わっていると考えられるプロの投資家(特定投資家)に参加者を限定した取引所市場の枠組みを創設し、公衆縦覧を前提とした法定開示に代えて、簡素な情報提供・公表を求める等の制度整備を行っています。

今般施行した政令・内閣府令では、

- ① プロ向け銘柄の勧誘・取引に係る告知義務、プロ向け銘柄が一般投資家へ転売されることを防止するための転売制限の細目を規定
- ② 有価証券・発行者に関する情報提供の内容・方法について取引所ルールによる旨を規定
- ③ 取引所が自主規制法人以外に委託できる自主規制業務の範囲等として、上場・上場廃止基準に適合するかどうかの事前調査等を規定
- ④ 我が国取引所と外国取引所による取引所の共同設立に係る規定の整備(我が国取引所の子会社である取引所について、20%以上50%未満までの議決権を保有できる者として、外国取引所を追加)等の措置を講じています。



プロ向け市場の創設②



我が国取引所と外国取引所による取引所の共同設立

取引所の大口株主規制

	金商法の特組み
50%~	取得・保有不可
20%~50%	取得・保有可(認可事項) (取得・保有できる者を政令で指定)
~20%	何人も取得・保有可

政令・内閣府令のポイント

一定の要件を満たす外国取引所を追加指定

要件

- ・議決権の取得・保有対象の取引所が、我が国取引所の子会社であること
- ・母国において取引所の免許等を受けていること
- ・外国取引所の母国と我が国当局が覚書き(MOU)を締結していること

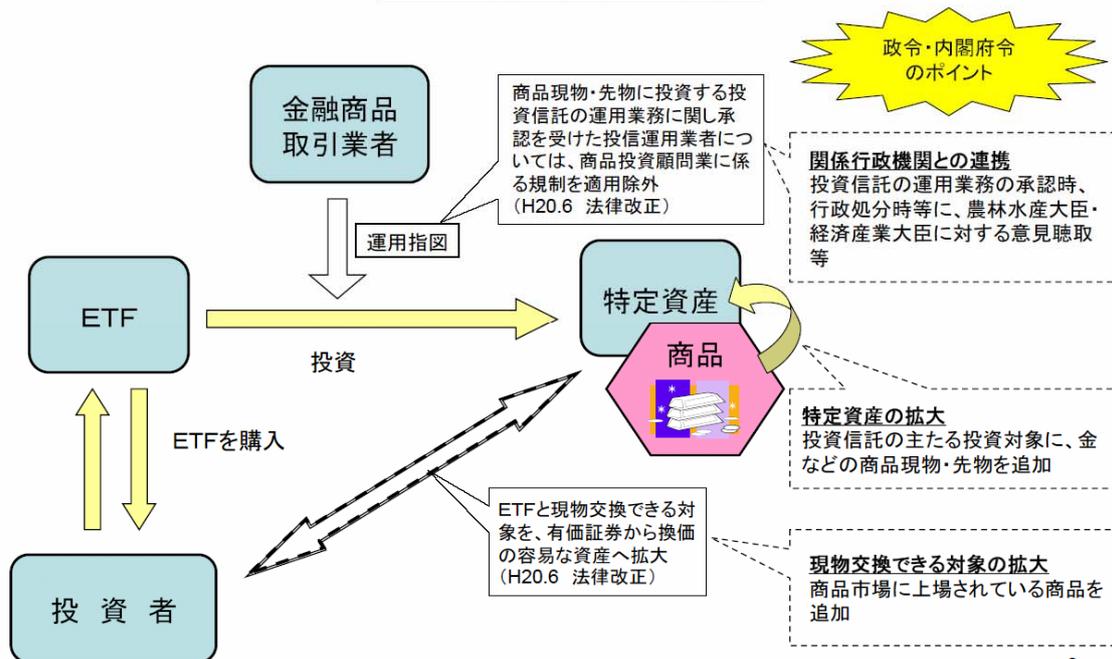
2

3. ETF(上場投資信託)の多様化

改正法では、利用者利便向上の観点から、ETFの多様化に係る措置として、ETFと現物交換できる対象を、有価証券から換価の容易な資産へ拡大するなどしています。

今般施行した政令・内閣府令では、ETFの主たる投資対象に金などの商品現物・先物を追加するほか、ETFと現物交換できる対象として、商品市場に上場されている商品を追加する等の措置を講じています。

ETF(上場投資信託)の多様化



3

4. 銀行・保険会社グループの業務範囲の拡大

改正法では、企業再生（地域再生）の一層の推進等の観点から、銀行・保険会社グループの議決権保有制限の例外措置を拡充（現行のベンチャービジネス会社に加え、事業再生を行う会社を追加）するほか、銀行・保険会社本体に対する投資助言業務や排出量取引の解禁等を行っています。今般施行した政令・内閣府令では、以下のような措置を講じています。

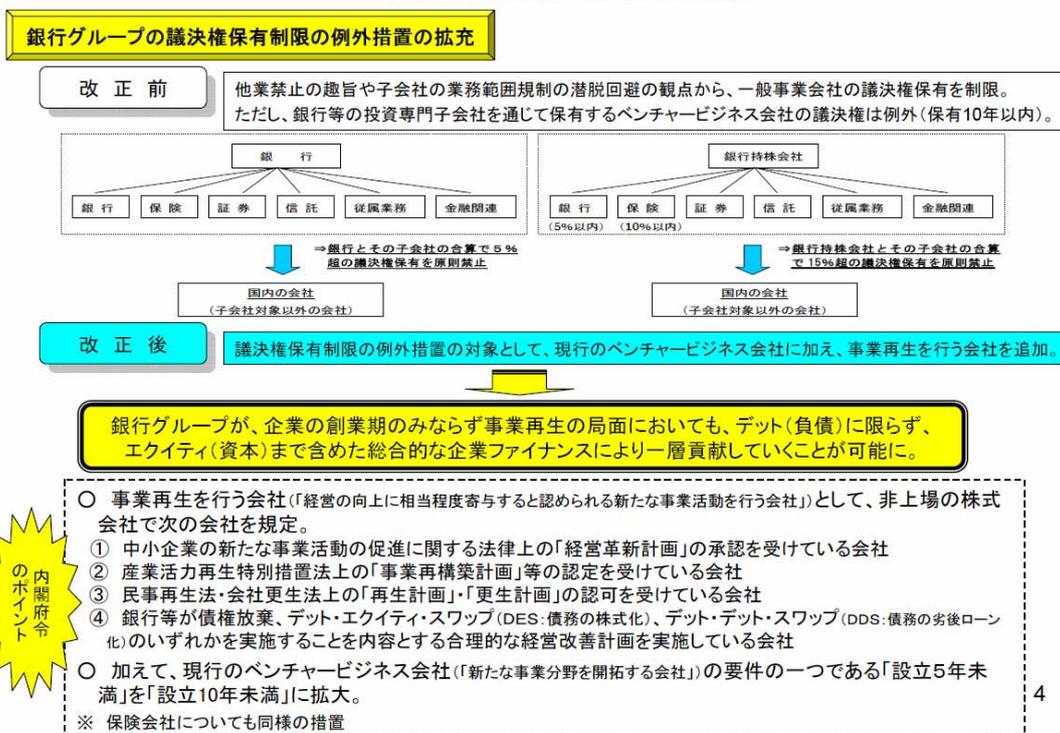
(1) 議決権保有制限の例外となる会社の範囲を規定

- ① 事業再生を行う会社として、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律上の「経営革新計画」の承認を受けている会社等を規定
- ② 現行のベンチャービジネス会社について、要件の一つである「設立5年未満」を「設立10年未満」に拡大

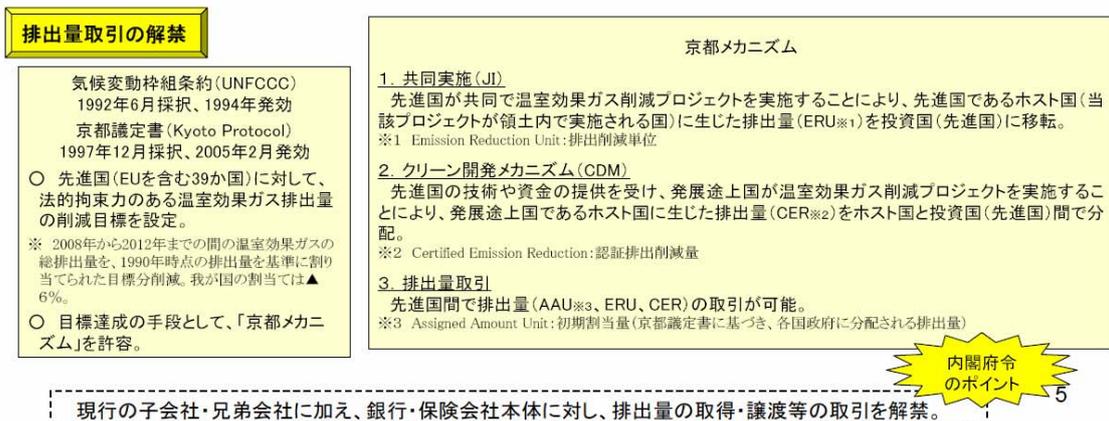
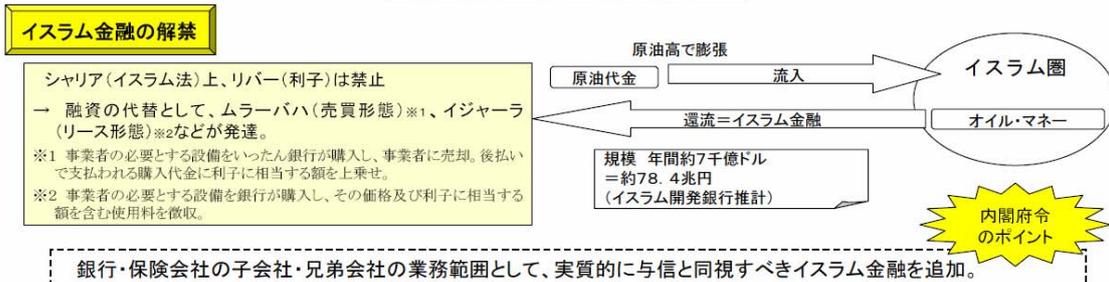
(2) 銀行・保険会社の子会社・兄弟会社の業務範囲として、実質的に与信と同視すべきイスラム金融を解禁

(3) 銀行・保険会社本体に対し、排出量の取得・譲渡等の取引を解禁

銀行等の業務範囲の拡大①



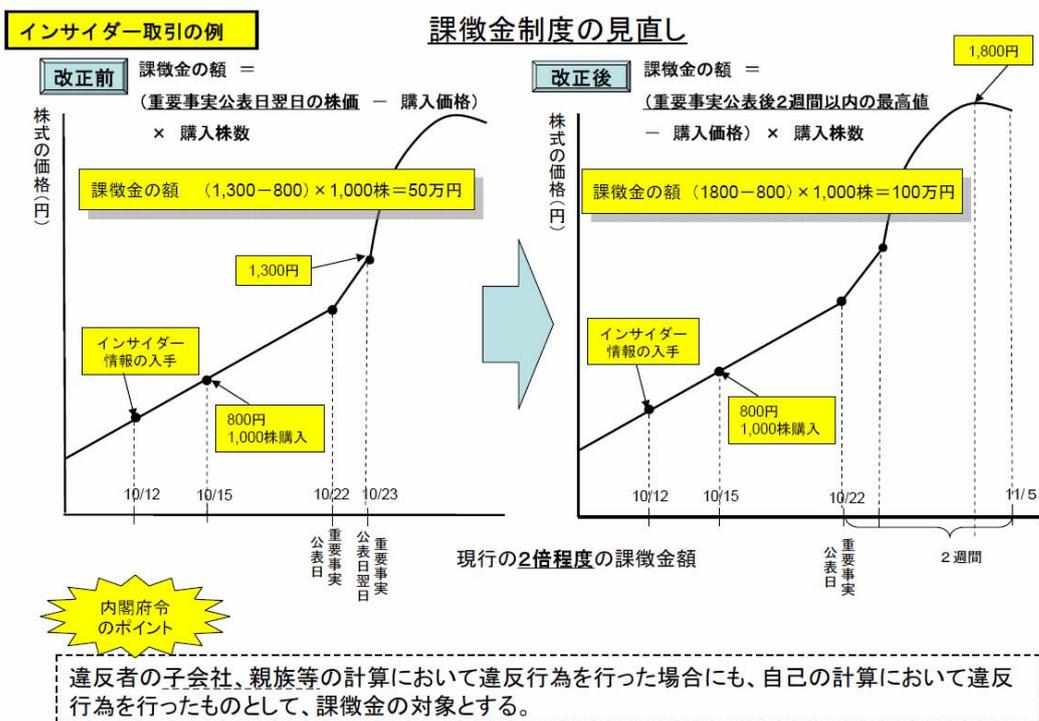
銀行等の業務範囲の拡大②



5. 課徴金制度の見直し

改正法では、公正・透明で信頼性のある市場の構築の観点から、課徴金の金額水準を引き上げるとともに、新たに課徴金の対象範囲を拡大しています。

今般施行した政令・内閣府令では、違反者の密接・特殊関係者の計算において違反行為を行った場合にも、自己の計算において違反行為を行ったものとして課徴金の対象とする規定に関し、「違反者の密接・特殊関係者」として子会社、親族等を規定する等の措置を講じています。



6. その他の主な改正事項

その他、①インサイダー取引規制の軽微基準の見直しとして、上場会社等の子会社の解散に係る軽微基準（資産額の減少が純資産額の30%未満かつ売上高の減少が10%未満）の新設、②課徴金に係る審判手続の見直しとして、第1回審判期日前における証拠開示規定の追加、③発行体への書面交付義務の緩和、④関係外国運用業者発注の適用除外の拡大等の改正を行っています。

政令・内閣府令 のポイント	その他の主な改正事項
<p>○ インサイダー取引規制の軽微基準の見直し ・上場会社等の子会社の解散に係る軽微基準（純資産額の減少が30%未満かつ売上高の減少が10%未満）を新設。</p> <p>○ 課徴金に係る審判手続の見直し ・第1回審判期日前における証拠開示規定を追加（第1回審判の期日前において、違反事実を証する書類の開示を可能に）。</p> <p>○ EDINETに係る登録届出手続の見直し ・EDINETを使用する開示書類提出者に関する情報の把握のため、3年ごとに登記事項証明書等の提出を義務付け。</p>	<p>○ 信託受益権に係る開示規制の適用範囲の見直し ・勤労者財産形成促進法に基づく信託（財産形成給付金信託及び財産形成基金信託）の受益権を、開示規制の適用除外とする。</p> <p>○ 書面交付義務の緩和 ・引受・募集・売出し・私募の取扱いの場合には、事前に十分な協議が行われることから、発行体・所有者に対する契約締結前交付書面の交付を不要とする。 ・公開買付の場合には、厳格な手続が定められていること等から、公開買付者に対する契約締結前交付書面、契約締結時交付書面の交付を不要とする。</p> <p>○ 関係外国運用業者発注の適用除外の拡大 ・国内の投資運用業者が関係外国運用業者（投資運用業の海外親子会社）からの委託を受けて証券会社へ取引所取引を発注する行為は、第一種金融商品取引業の適用除外とされている。 当該適用除外の範囲について、発注の内容に係る適正な記録を確保しつつ、証券会社を相手方とする取引所外取引や店頭デリバティブ取引、外国取引所取引の発注に拡大する。</p> <p>○ 外国投資信託、外国投資法人の届出義務の緩和 ・適格機関投資家による外国投資信託等（株価指数連動型以外のものを含む）の外国市場における売買に関し、外国投資信託等の届出を不要とする。</p>

7

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から「[平成 20 年金融商品取引法等の一部改正に係る政令案・内閣府令案等に対するパブリックコメントの結果等について](#)」（平成 20 年 12 月 2 日）にアクセスしてください。

大量保有報告制度における課徴金制度の開始について

金融商品取引法等の一部改正に伴い、平成 20 年 12 月 12 日より、大量保有報告書を提出しない者や大量保有報告書において虚偽の記載を行った者に対し、新たに課徴金が課されることになりました。

具体的な対象としては、

1. **大量保有報告書又は大量保有報告書の変更報告書（以下、「大量保有変更報告書」といいます。）を提出期限までに提出しない場合（改正後の金融商品取引法第 172 条の 7）**
2. **重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている①大量保有報告書、②大量保有変更報告書、③大量保有報告書・大量保有変更報告書の訂正報告書を提出した場合（改正後の金融商品取引法第 172 条の 8）**

です。

課徴金の額は、大量保有報告対象株券等の発行者が発行する株券等の時価総額の 10 万分の 1 です。

また、上記 1 の場合として、当局による報告・資料の提出命令又は検査が開始される前に、提出義務者が証券取引等監視委員会に対し、上記 1 の場合に該当していることを自ら報告した場合には、直近の違反事実に係る課徴金額を半額にする減算制度が設けられています。（改正後の金融商品取引法第 185 条の 7 第 12 項）

※ [減算制度の報告書の提出先及び様式等はこちら（証券取引等監視委員会へリンク）](#)

なお、違反行為を繰り返した者に対しては、課徴金を加算する制度も設けられています。(改正後の金融商品取引法第185条の7第13項)

これまでに、大量保有報告書制度における不提出事例として以下のようなものがありますので、大量保有報告書等の提出義務のある方は十分にご注意ください。

(例1) ある上場会社の発行済株式総数の5%を超える株券を取得していたが、大量保有報告書の提出期限までに提出をせず、提出期限経過後に提出した。

(例2) 大量保有報告書を提出していたところ、その後、株券の買い増しにより株券等保有割合が1%以上増加したが、大量保有変更報告書の提出期限までに提出をせず、提出期限経過後に提出した。

(例3) 大量保有報告書を提出していたところ、共同保有者が増えたことから、共同での株券等保有割合が1%以上増加したが、大量保有変更報告書の提出期限までに提出をせず、提出期限経過後に提出した。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトのホームページ「金融庁の政策」>政策の一覧へ>市場の信頼性確保から「[大量保有報告制度における課徴金制度の開始について](#)」(平成20年11月28日)にアクセスしてください。

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針の一部改正について

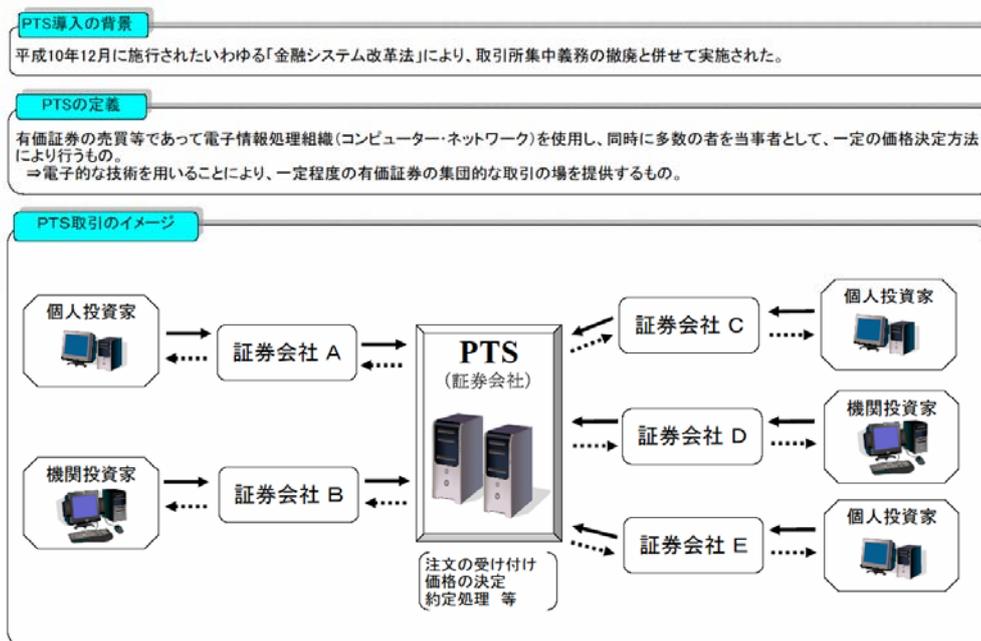
金融庁では、金融商品取引法等の一部改正(平成20年12月12日施行)に伴い、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針の一部改正(案)について、平成20年9月19日から10月20日にかけて広く意見の募集を行い、12月2日にパブリックコメント結果を公表し、監督指針の一部改正を行いました。改正された監督指針は、12月12日より適用を行っています。

改正の概要は以下のとおりです。

1. 特定投資家向け有価証券の取扱いについて

(1) 金融商品取引法第40条の4において、「特定投資家向け有価証券」の売買等の制限が整備されたことを踏まえ、金融商品取引業者によるPTS(私設取引システム)業務の認可に当たっての留意点として、「特定投資家向け有価証券」を取扱う場合における、一般投資家による売買を禁止するための方法・態勢の確立等について追加を行いました。

PTS(Proprietary Trading System ; 私設取引システム)とは



(2) 金融商品取引法第40条の5において、「特定投資家向け有価証券」に関する告知義務等が整備されたことを踏まえ、金融商品取引業者の勧誘・説明態勢に関する監督上の着眼点として、「特定

投資家向け有価証券」の取扱い時に義務付けられる告知等の運用状況の実態把握及びその適正化について追加を行いました。

2. 投資信託財産等に係る運用報告書の表示要領について

投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条第9号及び第10号において、投資信託の主たる投資対象たる「特定資産」として、商品現物及び商品先物取引等に係る権利が追加されたことを踏まえ、それらに投資をする投資信託の運用報告書の具体的な表示要領を追加しました。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から[「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針の一部改正について」\(平成20年12月2日\)](#)にアクセスしてください。

【金融ここが聞きたい！】

このコーナーは、大臣の記者会見における質疑応答などの中から、時々旬な情報をセレクトしてお届けするものです。

もっとたくさんご覧になりたい方は、金融庁ウェブサイトの「[記者会見](#)」のコーナーにアクセスしてください。

【大臣冒頭発言】

金融面につきましては、本日の金融機能強化法改正法成立によりまして、出来るだけ早い時期にこれを施行したいと。法律では2カ月以内というふうに書かれておりますけれども、来週中に施行したいと思っております。更に、保証枠につきましては、現在2兆円が本年度の予算で計上されておりますが、更に10兆円を追加して注入規模12兆円ということにしたいというふうに考えております。更に資金繰り対策としては、既に危機管理対応ということを発動しておりますが、CPの買取りということも先程申し上げたような形で必要だというふうに判断をいたしまして、先程総理からもお話ししたましたが、これを2次補正で3兆円、現在660億円程でございますけれども3兆円、それから、21年度の当初予算でも同じく3兆円の規模を維持していきたいというふうに考えております。それから年内の流動性対策としてのCP買取りも、これも作業に入っているところでございまして、これも資金繰りを付けて、指定金融機関にひとつ対応をしていただきたいというふうに考えております。それから、先程申し上げました日本銀行にも、年末の企業金融の逼迫状況の中で潤沢な流動性の供給のための施策を更に実行していただくように期待しております。次に、年末、年度末資金繰り対策でございますけれども、中小企業については先程の緊急保証、さっきも総理がおっしゃってございましたが、6兆円のうちまだ4兆円余裕がありますよということでございますので、是非これを活用していただきたいと思っておりますし、また今日、本会議場で数時間いた間に何人かの同僚議員が自分の地元でうまく中小企業にお金が回っていないというような話が私のところにも来ましたので、金融庁の方に改めてこの信用保証、あるいは融資をきちっとやっていただきたいということを分かっていただくような、金融機関に対する説明会と言いましょるか面談会を、出来れば私も出席して、もう一度金融機関の代表の方にお集まりいただきまして、早急にやりたいというふうに思っております。また、来週の月曜日には全国の財務局長に来てもらいまして、この金融機能強化法に基づく対応、あるいは年末対策等について財務局長に指示をしたいというふうに考えております。

[【平成20年12月12日（金） 閣議後記者会見】](#)

【大臣冒頭発言】

金融機能強化法につきましては本日公布して明日から施行ということで、これは金曜日に成立した法律であり、施行は2カ月以内ということでございましたが、一気に呵成に極めて異例のスピードで12月中旬中に、これが活用出来るような体制を整えることが出来ました。昨日はこれに関連して、全国にこの法律の趣旨を徹底していただきました。一部新聞報道等では是非これを活用したいというような金融機関もあるやに承知しております、これはある意味では審査の結果、資本参加が出来るということは健全性が証明されているということとも言えることですので、大いにこれを活用していただいて、必要な資金を全国の中小企業に活用していただきたいというふうに思っております。

[【平成20年12月16日（火） 閣議後記者会見】](#)

Q：金融機能強化法の関係なんですけれども、明日金融業界の代表の方とお会いになって直接強化法の趣旨をご説明されるというふうに聞いているんですけれども、まだまだ金融機関側の方に公的資金注入アレルギーがまだ強いと思うんですけれども、その辺どのように、せっかくの12兆円を見せ金に終わらせないようにどのように金融機関側に活用を促していくか、何かお考えのところはありますでしょうか。

A. さっきも言ったように、一部の地域の金融機関は是非これを活用して地域に資金を供給したいというような新聞報道を私昨日ちらっと読んだんですけれども、そういう金融機関、地域もあるでしょうし、

今日の新聞では北海道の金融機関は「うちは必要ない」と言っているという報道もございました。色々な思惑でもってやっているんでしょうけれども、あくまでもこれは金融機関のためにやっているわけじゃないんで、さっきも言ったように中小企業、地域経済のために金融機関がきちっとその役割を果たすかということですから、健全であってその資格があるにもかかわらず、それをやらないということになると逆にこれは批判が出てくる可能性すらあると私は考えておまして、どこまでその辺を強く言えるかどうかは別にして、少なくとも資本参加を国がするという事は、今回はおかしなところにはしないわけですから、逆に言うと申請して却下されればこれはまた問題でしょうけれども、最初から申請しないんだということになると逆にあの金融機関はおかしいんじゃないのと、ちょっと言い過ぎかな、ぐらいの金融仲介機能、この厳しい厳しいと日本中で借り手が言い、金融機関も色々苦しいんだ苦しいんだと言っているのであれば、自己資本を充実して、そして少なくとも年末に向けて金融機関が地場のよく知っている中小企業等のそのニーズに応えていくというのは私は金融機関の本来の果たすべき、これこそ金融機関ならではの社会的責任だろうと。

私も日曜日、地元で色々な中小企業の人の話を聞きましたけれども、いまだに、個別な話ですけれどもそういう話を聞きますし、また昨日の委員会でもそんな話も出てまいりましたし、個別には色々あるんだろうとは思いますが、いまだに信用保証協会がどうだとか金融機関がどうだとかという話が出てきているというのは、私はやっぱり、これは信用保証協会の方の話にスリップしてしまいましたけれども、是非これを活用して、そして金融機関が必要な企業に対して資金を提供して、そしてそれをもって企業も金融機関も社会的な責任以前のビジネスとしての成功に貢献をして、活用していただきたいというふうに思っております。

【平成20年12月16日（火） 閣議後記者会見】

【お知らせ】

○ 金融円滑化「大臣目安箱」について

金融庁、財務省では、平成 20 年 10 月 16 日より、中小企業金融円滑化に向けた監視を一層強化するため、「貸し渋り、貸し剥がし」等の金融機関（民間金融機関及び政策金融機関）の融資に関する大臣直通の情報窓口（大臣目安箱）を開設しました。

大臣目安箱にいただいた情報は、そのまま大臣に届くこととなっており、また、民間金融機関に関するものは金融庁、政策金融機関に関するものは財務省の担当部局にも回付し、例えば、情報提供者が、「具体的な情報を金融機関に開示しても構わない」ということであれば、担当部局より当該金融機関に伝達し、内部チェックを要請するなど、行政を行う上での情報として活用していきます。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から『[金融円滑化「大臣目安箱」について](#)』（平成 20 年 10 月 17 日）にアクセスしてください。



金融庁ウェブサイトのホームページにバナーを設置しています。

○ 金融円滑化ホットラインの開設について

金融庁では、金融の円滑化に関し、中小企業など借り手の方々の声を電話によりお聞きする情報等の受付窓口として、『[金融円滑化ホットライン](#)』を開設しています。

これは、原油・素材価格の高騰や円高の影響により、大企業や中小企業ともに大部分の業種で業況感が悪化している等、中小企業の経営が圧迫されている状況に対し、十分な注視が必要であり、一層の配慮が求められていることを踏まえ、平成 20 年 4 月 4 日に経済対策閣僚会議において決定された、「成長力強化への早期実施策」に盛り込まれた中小企業金融の円滑化に向けた施策の一つとして、行政の態勢整備を行うこととしたものです。

本ホットラインに寄せられた情報等は金融機関にフィードバックするなど、検査・監督に活用させていただいているところです。また、寄せられた情報の中に、最近、融資の申込みに際し、融資申込先の金融機関等から、「貴社のような業種へは融資をしないよう、金融庁から指導されているので、ご融資できない。」という対応をされた、といった内容のものがありません。

金融庁が金融機関に対し、特定業種への融資について、抑制的な指導をすることはありません。貸出の判断は金融機関が自らの経営方針によって決定すべきことであり、同様に、金融検査が貸出判断に関与することはありません。

このような不適切な対応を金融機関から受けた場合には、下記の金融円滑化ホットラインに情報提供をお願いします。頂いた情報については、検査・監督に活用させていただきます。

名 称：金融円滑化ホットライン
受付時間：平日 10：00～16：00
電話番号：03-5251-7755
受付内容：銀行、信用金庫、信用組合の融資に関する情報等

※ ご留意事項

- ホットラインの利用者の皆様と金融機関との間の個別トラブルにつきましては、お話を伺った上で、他機関の紹介や論点の整理などのアドバイスは行いますが、あっせん・仲介・調停を行うことは出来ませんので、あらかじめご了承ください。
- ホットラインへの情報等の提供は、電話にて行っていただきますようお願いいたします。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から、『[特定業種に対する金融機関の貸出判断について](#)』（平成 20 年 6 月 17 日）にアクセスしてください。

○ 中小企業の資金繰りを応援します！

～金融庁と中小企業庁は合同で中小企業の資金繰り支援の施策をまとめたパンフレットとポスターを作成しました～

日本経済は、世界経済の減速に伴い景気後退局面に入っており、中小企業の資金繰りも厳しさを増しています。

こうした中、政府では、中小企業の資金繰り支援のため各般の施策に取り組んでいます。

金融庁と中小企業庁では、今般、合同で中小企業に対する資金繰り支援の施策のうち、中小企業に特に知っていただきたい事項を分かりやすくとりまとめたパンフレットを作成しました。

従来、政策の広報は、所管省庁がそれぞれ行うことが多かったのですが、メッセージの受け手である中小企業の立場に立てば、どの省庁が所管しているかにかかわらず、必要な情報を分かりやすく入手できることが重要と考えられることから、中小企業金融に関係する両庁の連携を行うこととしたものです。



中小・小規模企業の資金繰りを 全力をあげて応援します！

— 中小企業庁と金融庁が一丸となって取り組みます —



まず、中小企業の金融円滑化に関するお問い合わせ先について、一覧にして掲載しました。

金融機関の融資等に関する大臣直通の情報受付窓口である、金融円滑化「大臣目安箱」や民間金融機関の融資等に関する電話による情報受付「金融円滑化ホットライン」、また、中小企業庁等に設置されている「中小企業金融貸し渋り 110 番」等のお問い合わせ先も、このパンフレットを御覧いただければ分かるようになっています。

また、施策に関しましても、新たな融資を受けたい方々に対する支援策、あるいは、既存の借入金の返済条件を変更したい方々に対する支援策、というように、ご希望される融資によってどういった支援策を利用できるのか、というようなことについてポイントを簡潔にまとめて記載しています。

「資金繰りが厳しく、返済条件を緩和してもらえれば助かるのだが、銀行に不良債権になるからと言われて、返済条件の変更に応じてもらえない。どうしたらよいのか」といったような声が中小企業の方々から聞かれます。そういった方々にこそ、このパンフレットを手にとっていただき、政府による資金繰り支援策を知っていただくことで、金融機関等とご相談していただく際の足がかりになればと思います。

今般の合同パンフレットに関しては、全国の最寄の財務局、経済産業局にも置いてありますので、是非お問い合わせください。

中小企業の皆さんへ



中小・小規模企業の資金繰りを 全力をあげて応援します！

— 中小企業庁と金融庁が一丸となって取り組みます —

新たな融資を受けたい方々へ
緊急保証制度の対象業種の追加や、セーフティネット貸付の拡充等を行っています！

既存借入金の返済条件を変更したい方々へ
中小企業向け貸出金について、金利や期間等の返済条件を変更しやすくなりました！金融機関とご相談下さい。

詳しくはパンフレットを御覧下さい

【お問い合わせ先】

<p>○緊急保証やセーフティネット貸付について</p> <p>中小企業庁 TEL 03-3501-6280 または、最寄の経済産業局へ お問い合わせ下さい</p>	<p>○条件緩和と債権の取扱いについて</p> <p>金融庁 TEL 03-3506-6000 または、最寄の財務局へ お問い合わせ下さい</p>
---	---

なお、上記のパンフレットに記載した、条件緩和の取扱いに関する施策について、簡潔にまとめたパンフレットもありますので、是非御覧いただきたいと思ひます。(下のパンフレットはウェブサイト上の『[中小企業の皆様へ（中小企業向け貸出金の条件緩和がしやすくなりました）](#)』からも御覧いただけます。)

中小企業の皆様へ

中小企業の資金繰りの支援のため、金融検査マニュアル別冊などを改定しました

金融機関が条件緩和を行っても、不良債権にならない取扱いを拡充しました。

資金繰りが大変だけど、銀行は不良債権になるからと言って、返済条件の変更に応じしてくれないです…

今後は、経営改善の見込みがあれば、不良債権にはなりません！金融機関とご相談下さい。

条件緩和(返済条件の変更)とは…
- 返済の遅延
- 貸付元金の支払い滞り
- 返済開始の遅延
- 返済計画の立て直し
などにより、返済条件を柔軟に緩和することです。

経営者 佐藤太郎

改定前
不良債権にならないためには…
・ 中小企業も大企業と同様、3年以内に経営が健全化するよう経営改善計画が必要でした。
・ 「計画」期間中、一定以上の金利を確保する必要があります。

改定内容
中小企業向け貸出金の条件緩和がしやすくなりました。
・ 経営が健全化するまでの期間を大幅に延長された。1年未満、返済状況が良好な場合10年まで。
・ 一定以上の金利を確保する必要がなくなりました。

さらに…
・ 「計画」を作っていない場合でも、今後の経営改善の見込みがあれば、「計画」がある場合と同じように取り扱います。
・ 「計画」の進捗が滞っている、その原因を分析し、今後の改善が見込めるならば、「計画」どおりに進んでいる場合と同じように取り扱います。

これまで…

赤字で資金繰りが難しいので、金利は払いつから、返済を待ってもらえませんか。5年後には経営改善する見込みがあります。

3年以内に経営改善する計画が必要で、5年だと不良債権になってしまうので、返済条件の変更に応じるのは難しいですね…

大東加工業株式会社

これからは…

① 最近、資金繰りが難しいんですよ。元本返済もしばらく待ってもらえませんか。できれば、5年後には確実に返済できるようにします…

② 5年後には経営が改善するんでね。経営改善計画があれば、前向きに考えますよ。

③ でも、計画なんてどうやっていかならないわ…

④ そうであれば、例えば、経営の削減予定、売上の増加が可能な施策のシナリオがあれば大丈夫です。

⑤ えっ、自分で作らなくてもいいんですか。

⑥ お願ひでしたら、一緒に相談しましょう。

大東加工業株式会社

お問い合わせ先

金融庁 検査局 総務課 TEL 03-3506-6000

各財務(北)局の理財部(除金融検査) (中略)の事務所に…は財務検査部

北海道財務局	011-709-2311	中部財務局	082-221-9221
宮城財務局	022-263-1111	四国財務局	087-031-2131
関東財務局	048-600-1111	九州財務局	098-353-6351
北陸財務局	076-292-7860	福岡財務局	092-411-7281
東海財務局	052-953-2474	沖縄財務局	098-866-0094
近畿財務局	06-6949-6372		

○ 株券電子化が平成 21 年 1 月 5 日より実施されました！

株券電子化について、よくあるご質問を Q&A 形式でお答えします。

Q1. 株券電子化とは、どういうことですか？

株券電子化（株式のペーパーレス化）とは、「社債、株式等の振替に関する法律」により、**上場会社の株式等に係る株券をすべて廃止**し、株券の存在を前提として行われてきた株主権の管理を、証券保管振替機構（以下「ほふり」といいます。）及び証券会社等の金融機関に開設された口座において電子的に行うこととするものです。

平成 21 年 1 月 5 日に株券電子化が実施され、上場会社の株主権の管理は新たな株式管理制度による電子的な管理に統一されました。

Q2. 株券電子化のメリットは何ですか？

株券電子化には、次のような**多くのメリット**があります。

① 株主にとっては、

- i) 株券を手元で保管することなどによる**紛失や盗難、偽造株券取得のリスクが排除**されます。
- ii) 株式の売買の際、実際に**株券を交付・受領したり株主名簿の書換申請を行う必要がなくなり**ます。
- iii) 発行会社の商号変更や売買単位の変更の際に、株券の交換のため、発行会社に株券を提出する必要がなくなります。

② 発行会社（株主名簿管理人を含む。）にとっては、

- i) 株主名簿の書換に当たり株券が**偽造されたものでないか等のチェックを行う必要がなくなり**ます。
- ii) 株券の発行に伴う印刷代や印紙税、企業再編（企業間の合併や株式交換、株式移転など）に伴う**株券の回収・交付のコスト等が削減**できます。
- iii) 株券喪失登録手続を行う必要がなくなります。

③ 証券会社にとっては、

- i) 株券の**保管や運搬に係るリスクやコスト等が削減**されます。
- ii) 株主が株券をほふりに預託する場合やほふりに預託された株券を引き出す場合の手続を行う必要がなくなります。

Q3. 株券電子化により、株主はどのような手続が必要ですか？

(1) 株券電子化の実施前に株券をほふりに預託した方は、特段の手続をとる必要はありません。

(2) 株券電子化の実施までにほふりに預託せず、株券がお手元にある方は、株主名簿上の名義人の名前で、発行会社により「特別口座」が開設され、権利は保全されています。

ただし、特別口座では株式の売却・担保設定等の取引はできません。取引をするためには、株主が証券会社に口座を開設し、特別口座から株式の振替手続を行うことが必要です。取引を希望する方は、特別口座を開設する信託銀行等や証券会社にご相談ください。

Q4. 株券が手元にあり、名義書換えをしないまま株券電子化を迎えた場合、特別口座の名義を本人名義に回復するには、どのような手続が必要ですか。

他人名義で開設された特別口座の名義を本人名義に回復するためには、以下のような手続が必要となります。

(1) 特別口座の名義人との共同申請

(2) 以下のいずれかの書類を提出して申請

- ① 相続を証する書面
- ② 裁判の判決、和解調書など
- ③ 株券+株券電子化前に当該株券を取得したことを証する書面（株券電子化後 1 年間のみ）

これらの手続を行おうとする方は、特別口座を開設する信託銀行等にご相談ください。

Q5. 株式担保取引はどのようにしたらよいのですか？

株券電子化実施後、株式を担保として差し入れる場合、銀行等の担保権者への口座に振り替えることに

より行われます。取引を行おうとする方は、取引先の証券会社や銀行等にご相談ください。
なお、株式担保取引の匿名性については、株券電子化実施後についても確保が可能となっています。

Q6. 未上場の株式は電子化の対象ですか。

株券電子化の対象は証券取引所に上場された株式であり、**未上場の株式（未公開株式）は対象外**です。
(注) 上場株券のほか、上場投資証券及び上場優先出資証券も株券電子化の対象です。

Q7. 株券電子化の実施後に何か注意する点がありますか。

株券電子化の実施後においては、株券を価値があるかのように装って売り付ける行為や、金融庁や証券会社、関係団体などを名乗って株券を回収する行為（注）などの詐欺的行為がないとは言い切れません。

金融庁や証券会社、関係団体などが株券を回収することはありません。このような詐欺的行為にはくれぐれもご注意ください。

(注) 株券電子化後においても株券は、名義回復を行う際の重要な証拠書類となり得ますので、その管理・処分についてはご注意ください。

○ 悪質なファンドの勧誘にご注意ください！

ファンド形態で出資の勧誘を行う場合は登録が必要です

一昨年9月30日に[金融商品取引法](#)（以下「金商法」といいます。）が施行され、一般投資家向けにいわゆるファンド形態で出資の勧誘等を行う者に財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む）への登録義務が課されました（プロ向け業務（＝適格機関投資家等特例業務）を行う者であれば届出義務）。

具体的には、

1. 他者からお金を集め（出資を募り）
2. 何らかの事業や投資を行い
3. その事業や投資から生じる収益を出資者に分配する仕組み

を運営している者は、財務局への登録又は届出が義務付けられました。

[登録業者及び届出業者については、金融庁ウェブサイトで確認ができます。](#)

無登録業者からの出資の勧誘等には十分ご注意ください。

また、登録業者でも、出資の勧誘等の際には、例えば、次のようなルールを守らなければならないことになっています。

- ・ 公告をする場合には、金融商品取引業者である旨及び登録番号などを表示しなければならず、利益の見込みについても、著しく事実に相違する表示や、著しく誤認させるような表示をしてはならない。
- ・ 契約を締結しようとするときは、あらかじめ、顧客に対し、登録番号、契約の概要、手数料の概要等を記載した書面を交付しなければならない。
- ・ 「虚偽のことを告げる行為」や「不確実な事項について断定的判断を提供して勧誘をする行為」をしてはならない。
- ・ 損失補てんをしてはならない。

たとえ登録を受けている業者であっても、信頼できるとの確信が持てない場合は、慎重な対応をお勧めします。

なお、届出業者については、金融庁に届出を行えば業務を行うことが可能であり、届出の際に金融庁が審査等を行っているわけではございません。届出があることをもって信頼性が確保できるものではございませんので、取引を行う際は十分ご注意ください。

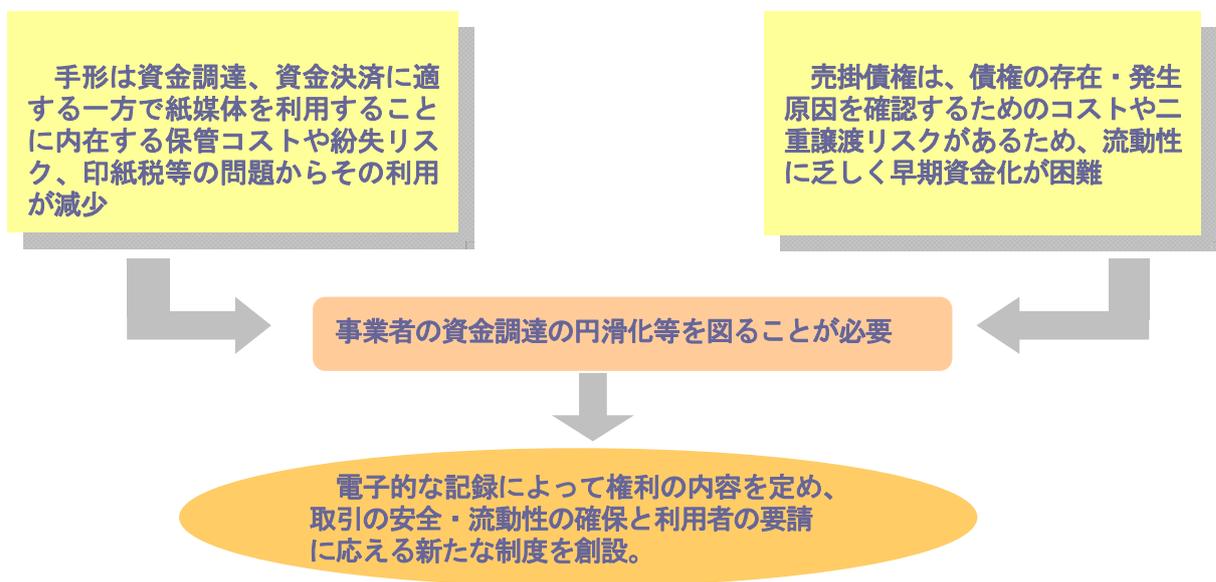
○ 電子記録債権法の施行について

平成 19 年 6 月 20 日に成立した「電子記録債権法（平成 19 年法律第 102 号）」が平成 20 年 12 月 1 日に施行されました。

電子記録債権は、当事者がインターネット等を通じて電子債権記録機関に電子記録を請求することにより債権の発生・譲渡ができる、手形・売掛債権等とは別の新たな類型の金銭債権です。

これまで、企業間の取引においては、手形が決済手段として利用されてきました。手形には、支払期日前であっても割引によって現金化することができるなど、中小企業の資金繰りを支える機能がありました。一方、大企業においては、事務手続きの電子化を進める中で、紙媒体を利用することにより生じる事務コスト（発行・保管コスト等）はできるだけ削減したいという考えから、手形ではなく期日振込による決済や一括決済方式を行うようになってきており、手形の流通量は平成 2 年度をピークに年々減少しています。また、売掛債権は、債権の存在・発生原因の確認に係るコストや二重譲渡のリスクがあるため、流動性に乏しく早期の資金化が困難なものとなっています。

電子記録債権制度は、売掛債権等を電子データ化することで、前述のような様々なコストやリスクを解消するものであり、事業分野における IT 化の進捗が著しい昨今、電子記録債権が事業者の資金調達における新しい手段として広く活用されることが期待されています。



○ 証券市場における不正・違法行為に関する情報を受け付けています！

[証券取引等監視委員会](#)は、証券会社などに対する検査、証券市場にかかわる開示検査、課徴金調査及び犯則事件の調査、そのほか日常的な市場監視活動を通じて、公正・公平かつ透明で健全な市場の構築に努めています。当委員会は、こうした調査、検査などの参考とするため、電話、文書（ファクシミリを含む）、インターネットなどで情報提供を受け付けており、平成 19 事務年度には、5,841 件と、多数の情報をお寄せいただきました。

インサイダー取引や相場操縦、有価証券報告書の虚偽記載、証券会社などにおける無断売買や不当な勧誘などの証券市場に関する違法行為に気づいたら、証券取引等監視委員会まで情報をご提供ください（なお、調査、検査の依頼や証券会社などとのトラブル処理には対応していません。）。

インターネットにおける[情報受付窓口](#)は証券取引等監視委員会ウェブサイトをご覧ください。



一般からの情報提供を求めるポスター

○ 認定投資者保護団体の更なる活用を期待しています。

[金融商品取引法](#)（以下「金商法」といいます。）においては、投資者保護のための横断的法制の構築の一環として、「認定投資者保護団体」に関する制度を整備しています。

この制度は、苦情解決およびあっせん業務の業態横断的な取組みをさらに推進するため新たに設けられたものであり、金商法上の自主規制機関以外の民間団体が金融商品取引業者等に関する苦情の解決およびあっせん業務を行う場合に、行政がこれを認定することにより、当該民間団体の業務の信頼性を確保しようとする枠組みです。

金商法が施行されて以降、平成 19 年 9 月 30 日に[社団法人生命保険協会](#)、平成 20 年 3 月 7 日に[社団法人日本損害保険協会](#)及び平成 20 年 10 月 1 日に[全国銀行協会](#)が認定を受けています。

認定投資者保護団体は、金融商品取引業者以外の者も設立が可能で、具体的には、たとえば、消費者団体、NPO 法人や各種の業界団体等が考えられますが、これに限らず、認定の要件・基準を満たす民間団体は認定投資者保護団体になることが可能です。金融庁としては、苦情解決・あっせん業務は、事後的な投資者保護策として非常に重要ですので、同制度が幅広く活用され、一層の投資者保護に寄与していただくことを強く期待しています。

○ 金融庁認証局システムの廃止及び政府共用認証局への移行について

金融庁では、平成 14 年度から金融庁認証局の運用を開始し、認証業務を行ってきました。

認証業務とは、国民等と行政機関との間で処分通知等をオンラインでやり取りする際に、例えば処分権者のなりすまし、内容に改ざんが無いことを証明するもので、具体的には認証局システムを利用して官職証明書、サーバ証明書、コード署名証明書等の発行等を行うものです。

これまで、各府省単位で認証局を設置し認証業務を行ってきましたが、「霞が関 WAN 及び政府認証基盤（共通システム）の最適化計画」に基づき、認証業務の効率化を図るため、政府共用認証局へ集約・一元化することとし、金融庁においては、平成 20 年 9 月 11 日をもって金融庁認証局システムを廃止しました。

詳しくは、金融庁認証局の廃止に関する重要なお知らせ

(http://www.fsa.go.jp/common/shinsei/ninsyo/ca/fsa_cpmps.html) をご覧ください。

今後、認証業務については政府共用認証局システムを利用して行います。

詳しくは、政府認証基盤（政府共用認証局）のサイト (<http://www.gpki.go.jp/>) をご覧ください。

○ 「e-Gov 電子申請システム」ご利用について

国民の利便性・サービス向上の取組みとして、金融庁が所管する申請・届出についても、「[e-Gov 電子申請システム](#)」(<http://shinsei.e-gov.go.jp/menu/smenu.html>)の利用により、電子申請・届出をすることができますので、みなさまの積極的なご利用をお願いします。

本システムで手続きが可能な申請・届出等については「[申請・届出などの手続案内・金融庁認証局について](#)」(<http://www.fsa.go.jp/common/shinsei/index.html>)の「[法令一覧による検索](#)」をご確認ください。

なお、本システムのご利用にあたりましては、「[e-Gov 電子申請システム利用規約](#)」に同意していただく必要があります。

「e-Gov 電子申請システム」利用のメリット

いつでも

- ・ 時間にとらわれず夜間や休日でも 24 時間手続きができます。

(注) 本システムの保守等が必要な場合は、システムの運用停止等を行うことがあります。

どこでも

- ・ 自宅や職場、遠隔地からでも、インターネット経由で手続きができます。

(注) 添付書類のうち、公的機関証明書等、原本を提出する必要のあるもの等については、別に郵送等で提出していただくことになります。

※ 「e-Gov 電子申請システム」の使い方について、詳しくは [e-Gov トップページ](#)の「[e-Gov 電子申請システムのご利用はこちらから](#)」をご確認ください。

○ 新着情報メール配信サービス（日本語版・英語版）へのご登録のご案内

金融庁ウェブサイトでは、**新着情報メール配信サービス（日本語版・英語版）**を行っています。皆様のメールアドレスをあらかじめ登録していただきますと、日本語版の場合、毎月発行される「アクセスFSA」や日々発表される各種報道発表など、新着情報を1日1回、電子メールでご案内します。

また、英語版でも金融庁英語版ウェブサイトの新着情報や「FSA Newsletter」など、新着情報を1日1回、電子メールでご案内します。

日本語版の登録をご希望の方は、[「新着情報メール配信サービス」](#)に、英語版の登録は[「Subscribing to E-mail Information Service」](#) にアクセスしてください。

○ 証券取引等監視委員会ウェブサイトにて新着情報メール配信サービスへのご登録のご案内

証券取引等監視委員会ウェブサイトでは、**新着情報メール配信サービス（日本語版・英語版）**を行っています。皆様の電子メールアドレスをあらかじめ登録していただきますと、金融商品取引業者等に対する行政処分等に関する勧告や課徴金納付命令に関する勧告など、証券取引等監視委員会ウェブサイトの新着情報を、電子メールにてご案内します。

※ 詳しくは、日本語版の登録をご希望の方は、証券取引等監視委員会ウェブサイトの[「新着情報メール配信サービス」](#)に、英語版の登録は[「Subscribing to E-mail Information Service」](#) にアクセスしてください。



【12月の主な報道発表】

1日	アクセス	公益法人が行う保険（共済）事業について ～保険業法との関係～
2日	アクセス	平成20年金融商品取引法等の一部改正に係る政令案・内閣府令案等に対するパブリックコメントの結果等について
	アクセス	金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針の一部改正について
8日	アクセス	地域銀行の平成20年9月期決算の概要
10日	アクセス	公認会計士法の英訳の公表について
11日	アクセス	銀行等の自己資本比率規制の一部を弾力化する特例(案)に対するパブリックコメントの結果等について
12日	アクセス	「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」に対するパブリックコメントの結果等について
	アクセス	破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告
	アクセス	中小企業金融の円滑化等に資する取組みとしての自己資本比率規制（バーゼルⅡ）の一部改正について
	アクセス	商工会議所に対するアンケート調査結果の概要
16日	アクセス	自己株取得に係る市場規制の緩和の延長について
	アクセス	金融検査評定結果の分布状況について
	アクセス	「金融機能の強化のための特別措置に関する法律施行令の一部を改正する政令」及び「金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」等について
	アクセス	「主要行等向けの総合的な監督指針」及び「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の一部改正について
	アクセス	「保険業法施行令の一部を改正する政令」について
17日	アクセス	金融審議会金融分科会第一部会・第二部会合同会合報告の公表について
	アクセス	「金融審議会金融分科会第一部会報告」等の公表について
19日	アクセス	経営健全化計画の履行状況報告について
24日	アクセス	指定格付機関の指定に係る金融庁告示の制定について
	アクセス	中小企業金融の円滑化等に資する取組みとしての自己資本比率規制（バーゼルⅡ）の一部改正告示等について
	アクセス	平成21年度機構・定員及び予算について
25日	アクセス	「再就職状況の公表」及び「認可法人、公益法人役員への就任に係る報告状況の公表」について
	アクセス	『財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則』の取扱いに関する留意事項について（財務諸表等規則ガイドライン）の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について
26日	アクセス	「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の特例に関する内閣府令」について
	アクセス	外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令の公布について
	アクセス	「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」及び「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について
	アクセス	「ベター・レギュレーションの進捗状況について」（第2回）の公表について

※ [アクセス](#) マークのある項目につきましては、 [アクセス](#) から公表された内容にアクセスできます。